

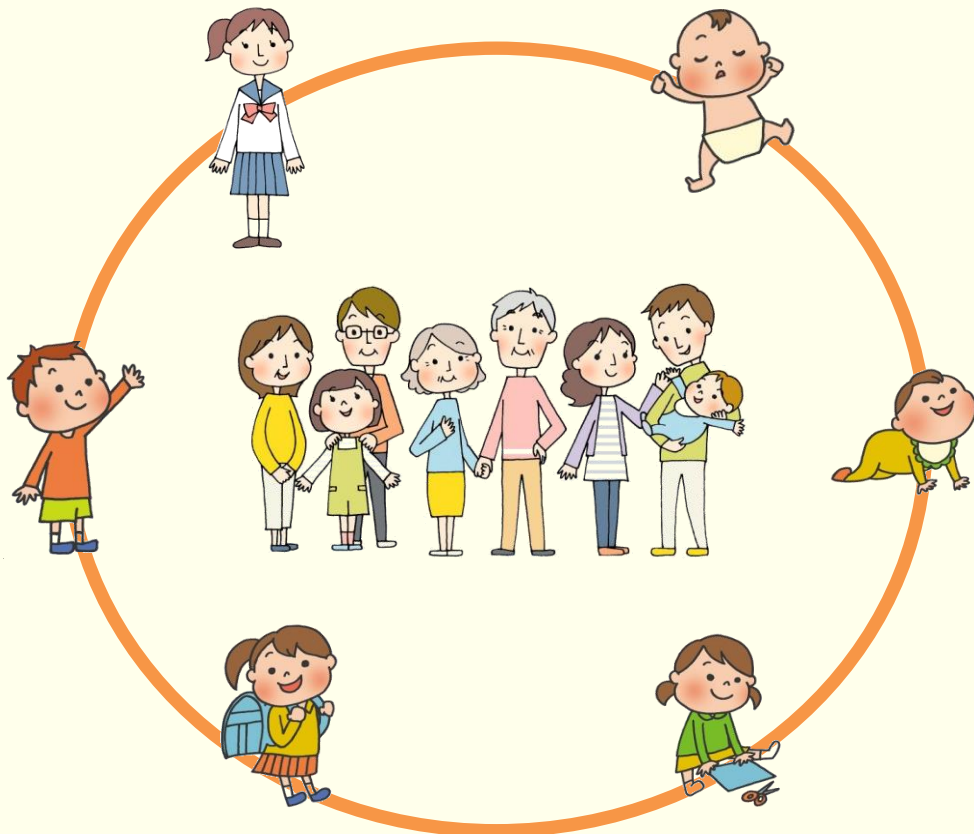
安城市

子ども・子育て支援事業計画



(平成 27 年度～平成 31 年度)

幸せと未来をつなぐ



子育てのまち・安城

安城市

は じ め に



子どもの誕生は、親にとっても社会にとっても大きな喜びであり、子どもは、次世代の明るい未来を切り開く希望であり、宝物です。したがって、社会全体ですべての子どもの健やかな成長を支える使命があります。

次世代を担う子どもたちが、家庭の愛情を受け、地域社会の見守りや支え合いにより、幸せな成長を遂げ、自立した責任感のある社会人に成長していくことが、市民全体の願いであり、取り組むべき重要な課題であります。

本市は、平成17年度から「安城市次世代育成支援行動計画（前期計画・後期計画）」を策定し、実施してきました。この10年間で、「子どもを育てる喜びを家庭・地域・社会とともにはぐくむまち」の実現に努め、子育てしやすいまちづくりに心掛けてまいりました。

その結果、多くの分野に渡る取り組みを実現しました。主な取り組み内容としては、保育園における待機児童ゼロの継続、延長保育を始めとする様々なサービスの充実、病児・病後児保育事業の実施、全小学校区の公立児童クラブの設置、子育て支援総合拠点施設（あんぱ〜く）の整備、子ども医療費助成の対象年齢拡大、地域の皆様のご協力によるスクールガードや放課後子ども教室の開始などです。

これらの取り組みが実現される中、核家族世帯やひとり親世帯の増加、地域住民とのつながりの希薄化など、子ども、子育てを取り巻く環境は大きく変化しました。こうした現状を踏まえ、「幸せと未来をつなぐ 子育てのまち・安城」を基本理念に掲げ「安城市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画は、子育てを通して市民一人ひとりが幸せを実感できるまちづくりを目指しています。そして、子どもの最善の利益を保障し、子育てを通して親も地域住民も成長でき、地域がつながる子育て支援の推進に努めてまいります。

今後も、市民が主役の市政運営に心がけ、子どもや親を取り巻く環境の変化に対応した子育て支援を推進します。さらに、市民の皆様との協働により、いつまでも住み続けたいくなるまち、幸せを実感できるまちづくりに尽力してまいります。皆様のさらなる市政運営に対するご理解、ご支援をお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたり多大なご協力を賜りました子ども・子育て会議の委員の皆様並びに貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に、心よりお礼申し上げます。

平成27年3月

安城市長

神谷学

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	3
2 計画の法的根拠と位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 策定体制	5
第2章 安城市の現状	9
1 少子化の動向	11
2 家庭の状況	14
3 子どもの状況と子育ての実態	17
4 次世代育成支援行動計画の評価と課題	21
5 今後の課題	32
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 計画の基本理念	37
2 目指す社会	38
3 基本方針	39
4 施策体系	41
第4章 重点項目	49
第5章 施策の内容	75
第6章 計画の推進に向けて	107
1 計画の推進体制	109
2 計画の進行管理	110
資料	111
1 アンケート調査結果	113
2 安城市子ども・子育て会議	118

第1章 計画の策定にあたって

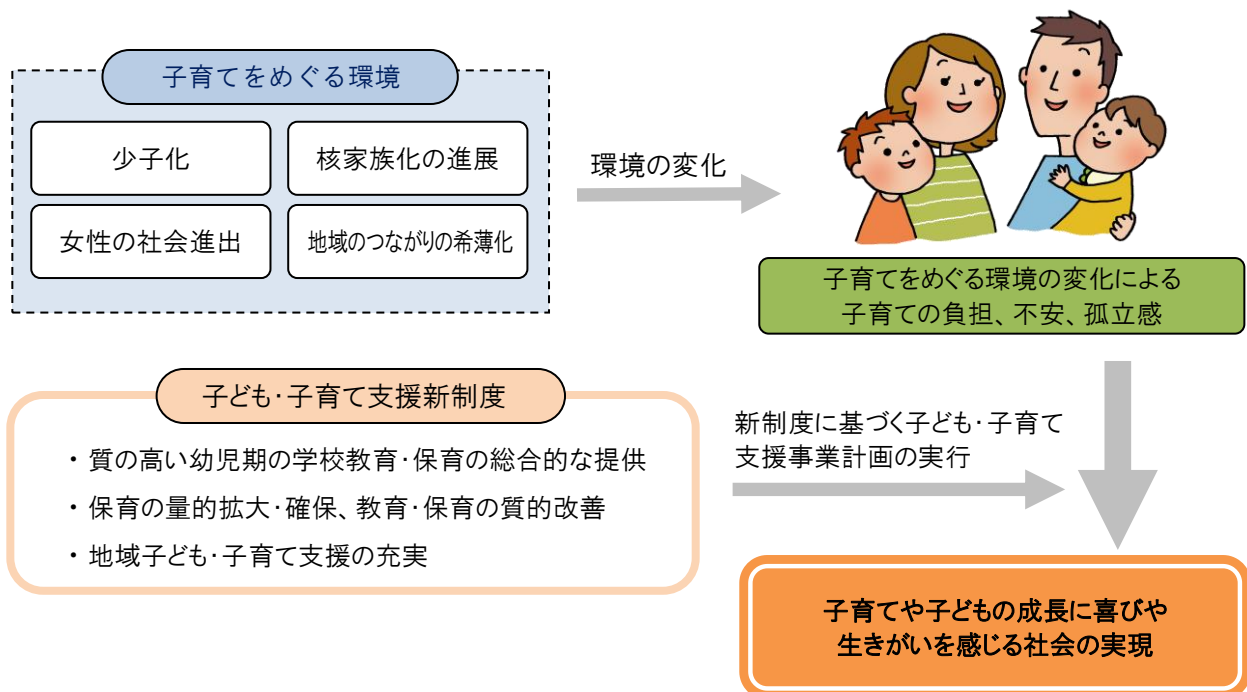
1 計画策定の背景と目的

平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、全国の市町村では「次世代育成支援行動計画」が策定されました。しかし、急速な少子化はその後も進行しており、加えて、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大や、核家族化の進展と地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。こうした中、平成24年8月に、「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されることとなりました。

本市は、平成22年3月に「安城市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、子育て環境の整備に取り組んできました。しかし、本市においても少子化や女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進展など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

そのため、本市では新たに施行される「子ども・子育て支援新制度」に基づき、新制度の目指す「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を実現するための新しい仕組みを構築し、質の高い教育・保育が適切に提供されるように計画的に提供体制を確保します。そして、地域社会が子どもや家庭に寄り添い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる社会を目指します。

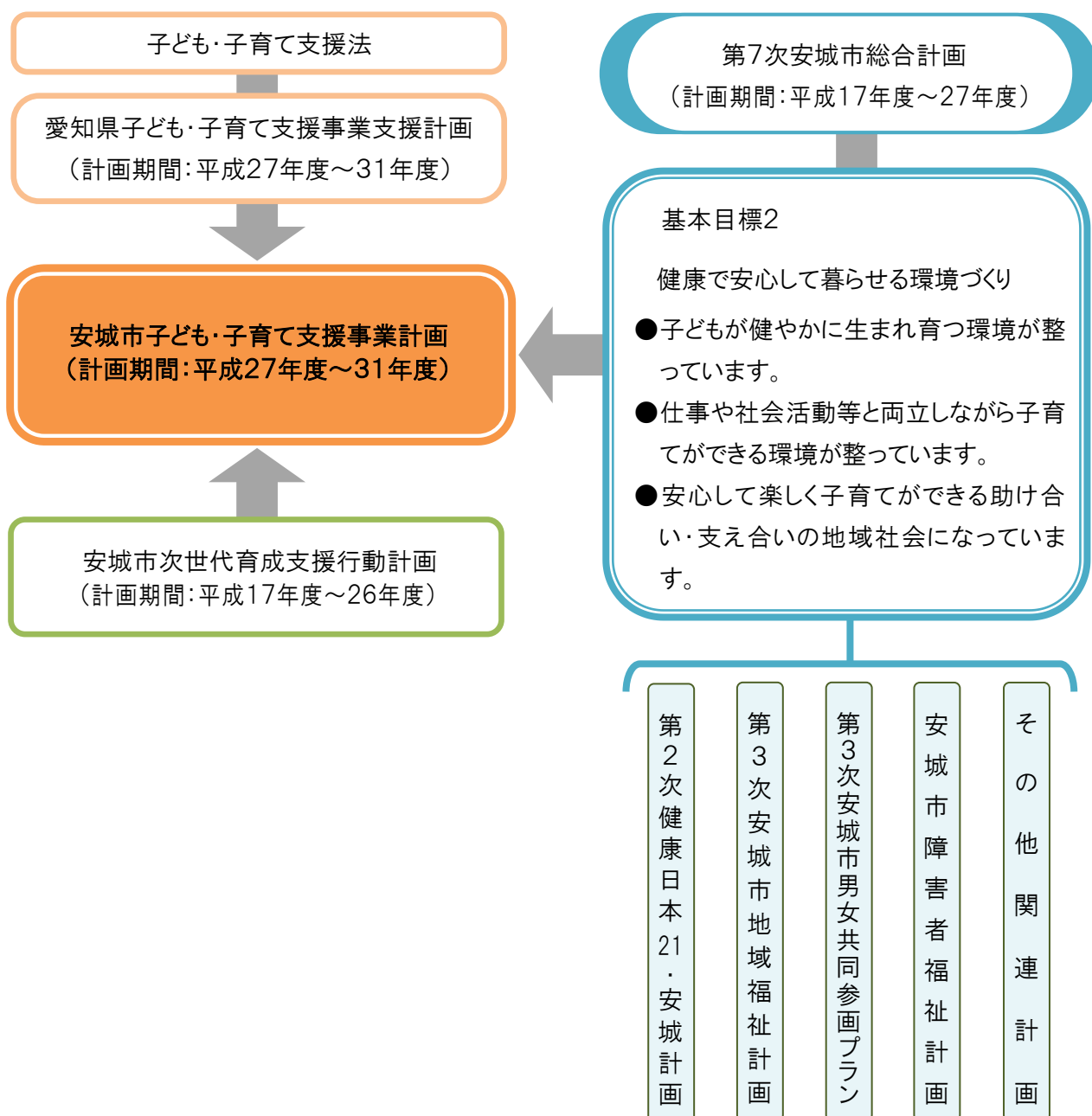
以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。



2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけます。国から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、本市が取り組むべき施策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取り組みを推進します。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「安城市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の考え方を継承するものとし、上位計画である第7次安城市総合計画や、その他関連計画とも整合を図り策定しています。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。計画策定後は、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき、安城市子ども・子育て会議にて定期的に進捗状況の確認を行います。

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
安城市次世代育成支援行動計画(後期計画)					安城市子ども・子育て支援事業計画				

4 策定体制

(1) 市民アンケート調査

本計画の策定資料として、本市の教育・保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、「安城市の子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

- 調査地域：安城市全域
- 調査対象者：安城市内在住の「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者（就学前児童調査）
安城市内在住の「小学生」をお持ちの世帯・保護者（小学生児童調査）
- 抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童（0～5歳）2,000人、小学生（6～11歳）2,000人の合計4,000人を無作為抽出
- 調査期間：平成25年11月1日（金）～平成25年11月22日（金）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法

	調査対象者数(人)	有効回収数(件)	有効回収率(%)
就 学 前 児 童	2,000	1,207	60.4
小 学 生 児 童	2,000	1,284	64.2
合 計	4,000	2,491	62.3

(2) 事業所アンケート調査

本計画の策定資料として、新制度開始に向けた、各事業所の方向性の確認と制度に関する意見聴取を目的に、「安城市 子育て支援に係る事業所調査」を実施しました。

- 調査対象事業所：安城市内の事業所 41か所
- 調査期間：平成26年6月10日（火）～平成26年6月20日（金）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法

	調査対象事業所数
私立幼稚園	9
民間保育所	12
届出対象認可外	11
届出対象外認可外	4
民間児童クラブ	5
合計	41

(3) 安城市子ども・子育て会議

福祉・医療・保健・教育等の関係者及び子育て当事者を含めた公募の市民により構成し、本市の地域特性を生かした子育て支援を総合的・計画的に推進するため、計画案の審議を行いました。

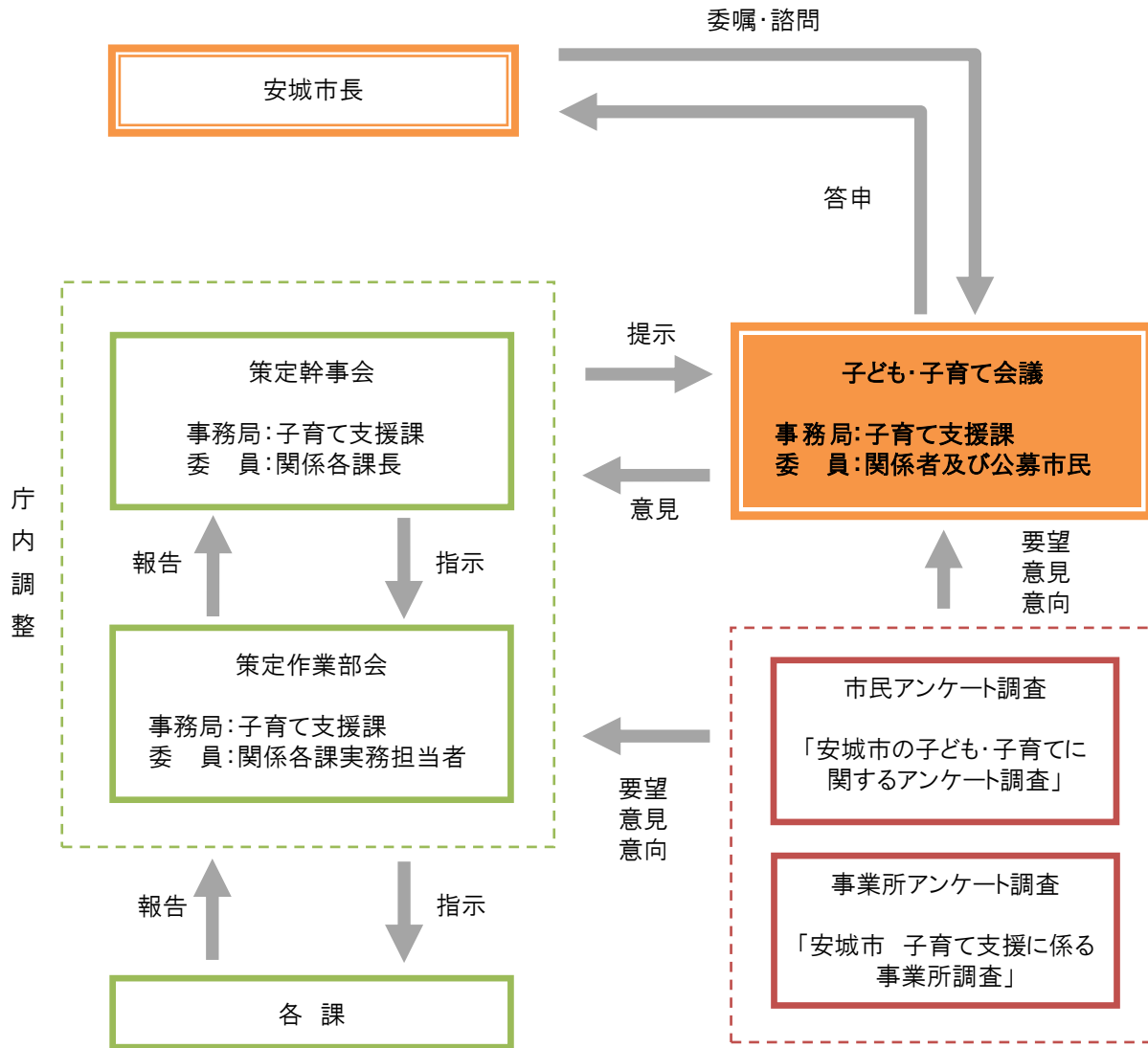
(4) 安城市子ども・子育て支援事業計画策定幹事会

関係各部の課長級職員により構成し、部局間の横断的な連携を図り、全庁的な体制のもとで計画策定を進めました。

(5) 安城市子ども・子育て支援事業計画策定作業部会

関係各課の実務担当者により構成し、本市の子育て支援に関する課題や具体的施策について検討しました。

【策定体制図】



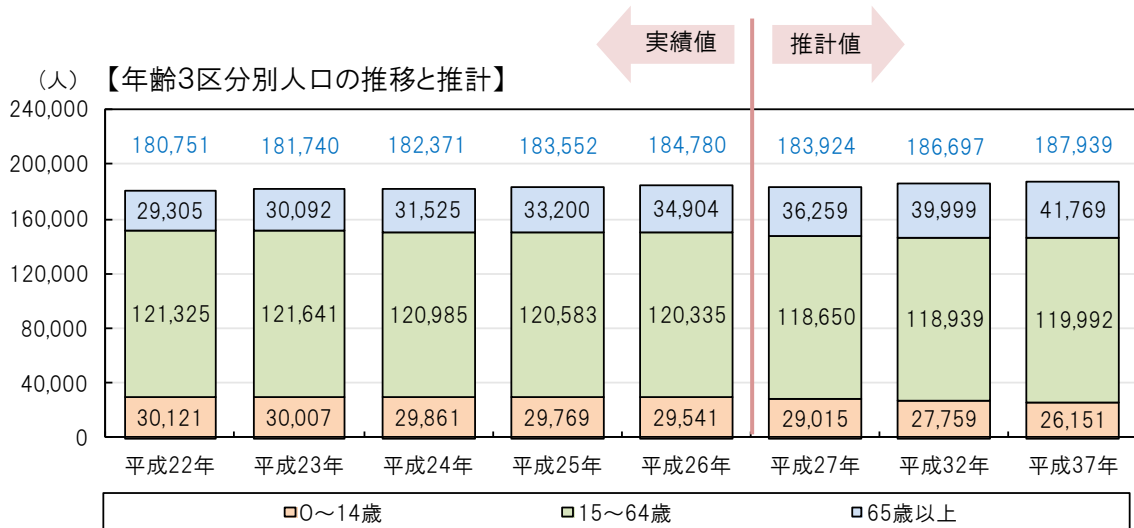
第2章 安城市の現状

1 少子化の動向

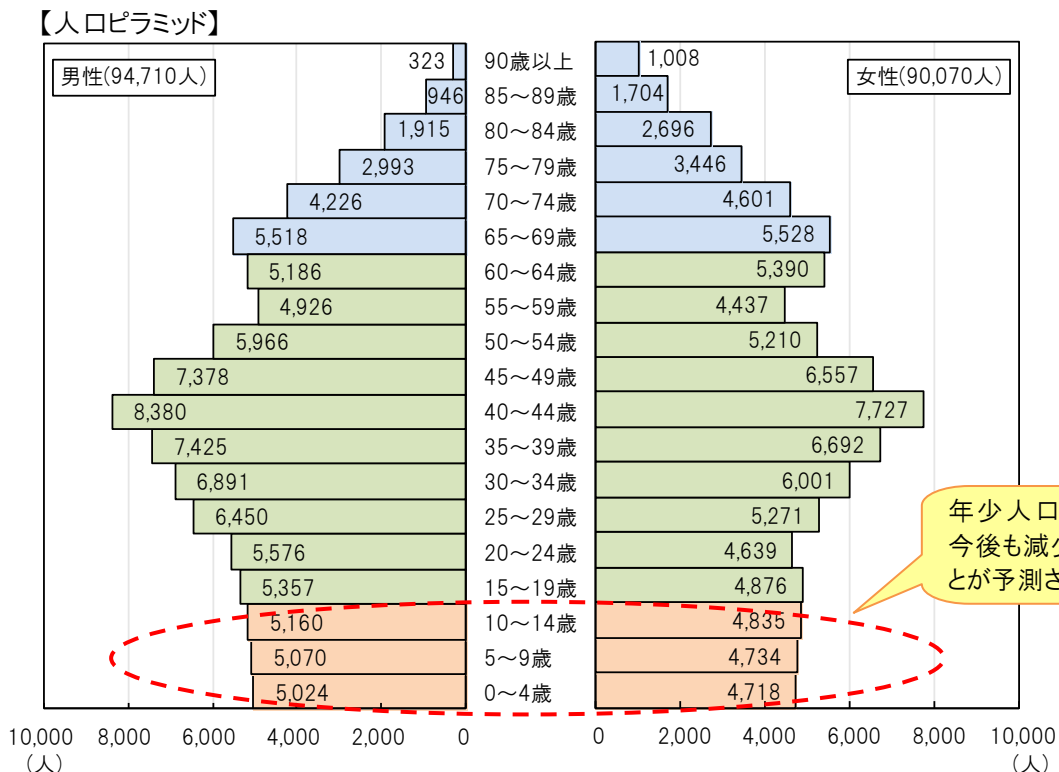
(1) 人口の推移

① 年齢3区分別人口の推移と推計

本市の人口は増加を続け、平成37年には約18万8千人になると見込まれています。平成22年以降、65歳以上（高齢者人口）が増加する一方、0～14歳（年少人口）は減少しており、今後も減少が予測されます。



資料：(実績値)安城市住民基本台帳(各年10月1日)
(推計値)国立社会保障・人口問題研究所



資料：安城市住民基本台帳(平成26年10月1日)

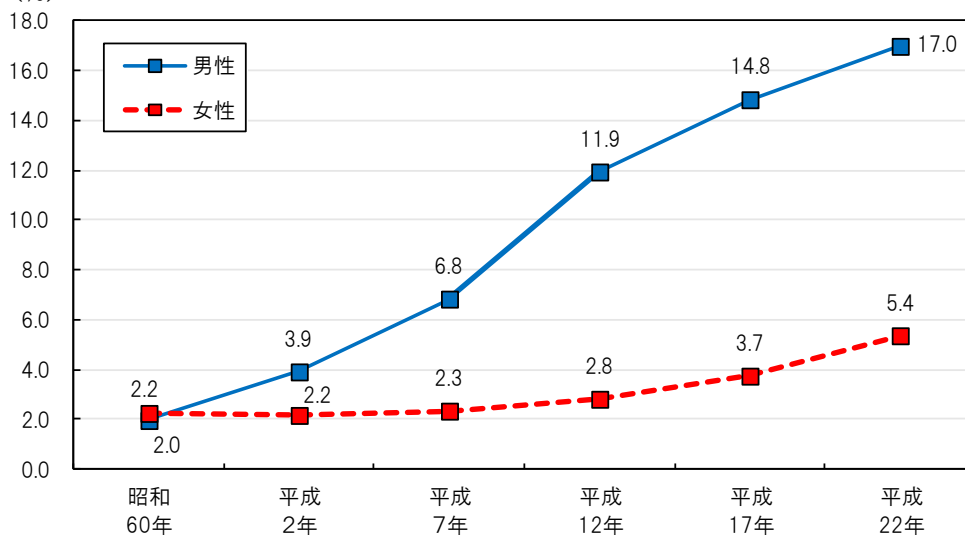
(2) 婚姻と出生の動向

① 未婚率の推移

本市の生涯未婚率※は、平成22年には男性で17.0%、女性で5.4%となっており、昭和60年と比較するとそれぞれ8.5倍、約2.5倍と大きく上昇しています。

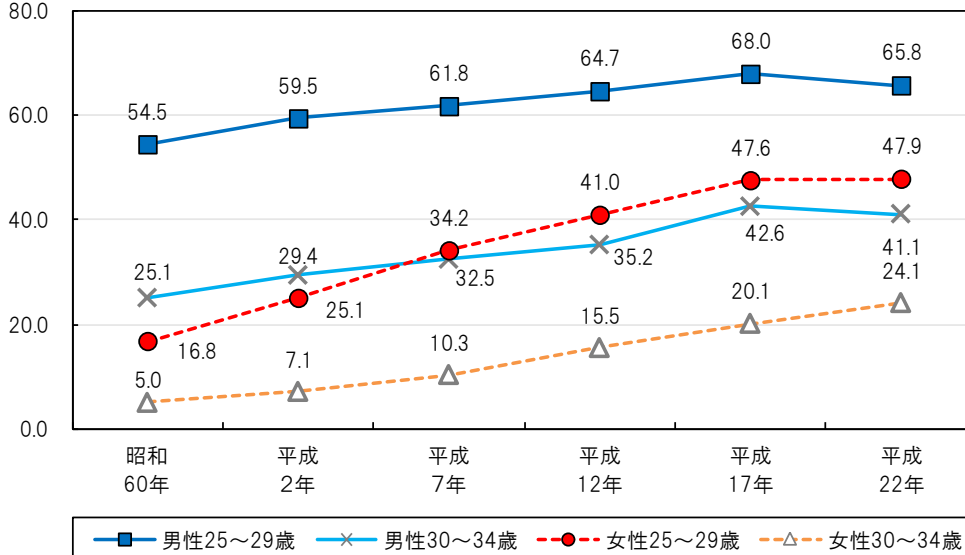
また、25～29歳と30～34歳の年齢階級別未婚率は、男性では昭和60年から大きく上昇したものの、平成22年は平成17年よりも減少しています。一方女性の未婚率は昭和60年から一貫して上昇しています。

(%) 【生涯未婚率の推移】



資料:国勢調査

(%) 【年齢階級別未婚率の推移】



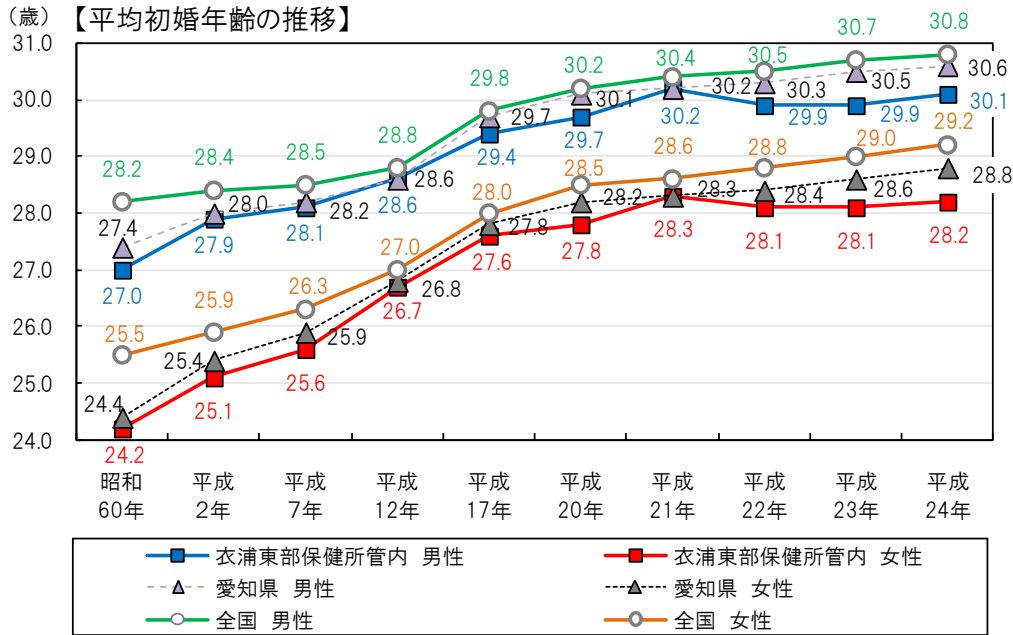
資料:国勢調査

※ 生涯未婚率

「45～49歳」と「50～54歳」の未婚率の平均値から、「50歳時」の未婚率(結婚したことがない人の割合)を算出したものです。50歳で未婚の人は、将来的に結婚する可能性が低いと考えられることから、生涯独身でいる人がどのくらいいるかを示す統計指標として使われます。

② 平均初婚年齢の推移

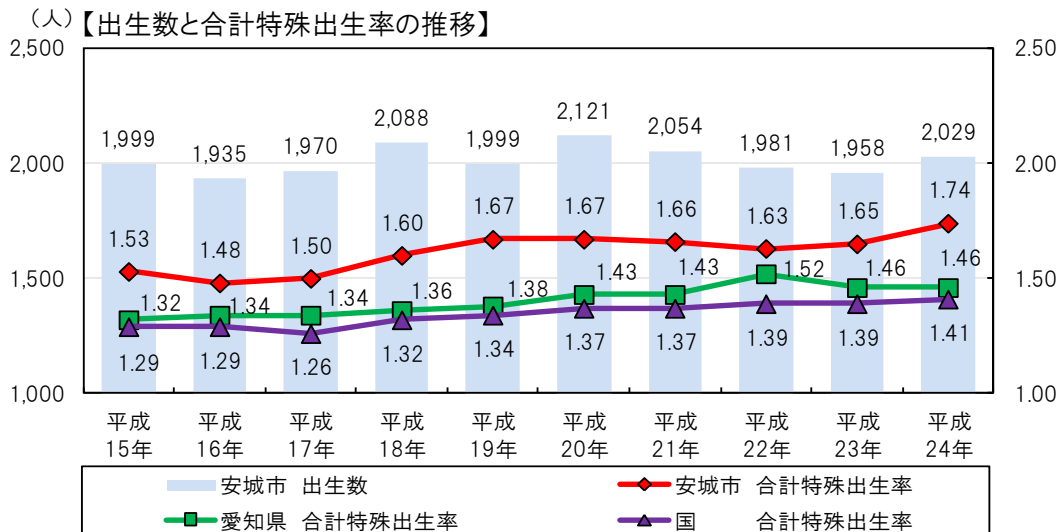
衣浦東部保健所管内の平均初婚年齢は、平成24年には男性で30.1歳、女性で28.2歳となっており、昭和60年と比較すると、それぞれ3.1歳、4.0歳上昇しています。衣浦東部保健所管内の平均初婚年齢を愛知県、国と比較すると、男性女性ともに低くなっています。



資料：昭和60年～平成17年 厚生労働省「人口動態調査」
 平成12年以前 旧安城保健所管内、平成17年は衣浦東部保健所管内
 平成20年以降 衛生年報(衣浦東部保健所、愛知県)、人口動態統計(全国)

③ 出生数と合計特殊出生率の推移

本市の出生数はほぼ横ばいですが、合計特殊出生率※は愛知県、国と比較して高い水準で推移しています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

※ 合計特殊出生率

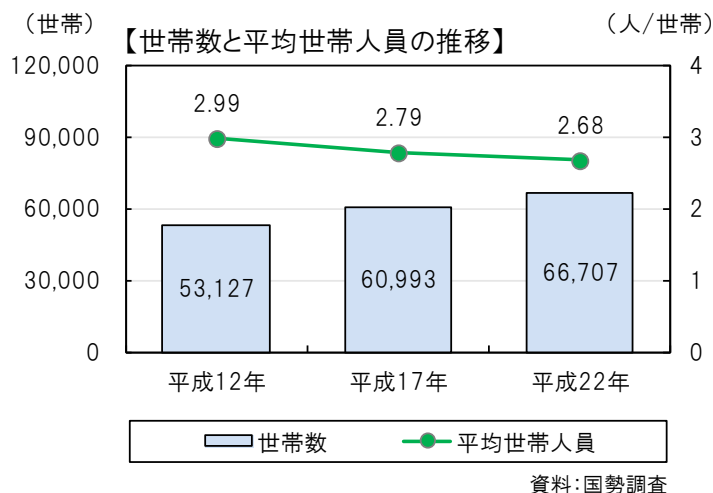
その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。人口を維持するのに必要な水準である合計特殊出生率は、2.07(平成24年)とされています。

2 家庭の状況

(1) 世帯の動向

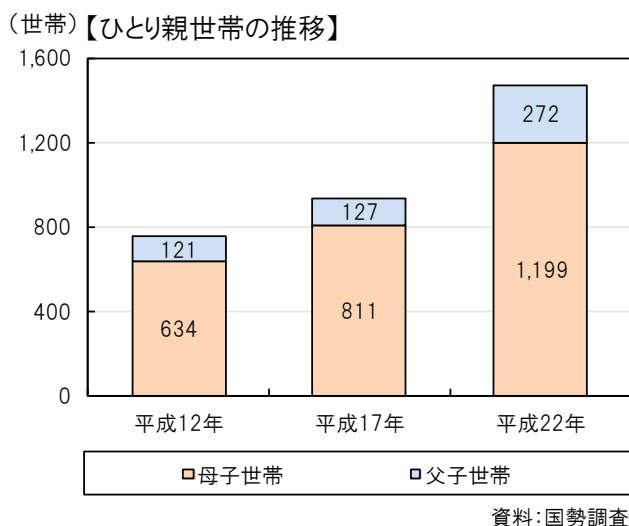
① 世帯数と平均世帯人員の推移

本市の世帯数の推移をみると、平成17年は60,993世帯でしたが、平成22年は5,714世帯増加し、66,707世帯となっています。平均世帯人員は年々減少傾向にあります。



② ひとり親世帯の推移

本市のひとり親世帯の推移をみると、平成17年には母子世帯が811世帯、父子世帯が127世帯でしたが、平成22年は母子世帯が388世帯、父子世帯が145世帯増加し、それぞれ1,199世帯、272世帯となっており、ひとり親世帯が増加しています。



(2) 就業の状況

① 就業者数の推移

本市の就業者数の推移をみると、平成22年の就業者のうち、女性の割合は39.3%となっており、平成12年から年々増加しています。

【就業者数の推移】

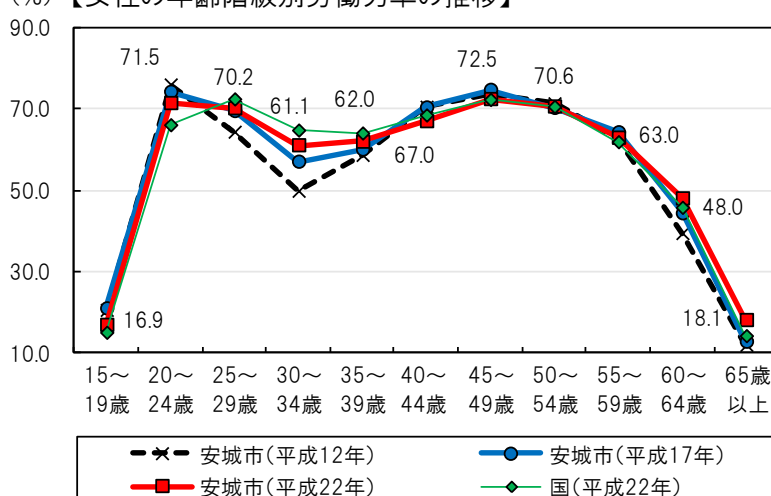
項目	平成12年		平成17年		平成22年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
総数(人)	52,628	32,902	55,564	35,381	55,864	36,102
男女比(%)	61.5	38.5	61.1	38.9	60.7	39.3
主に仕事(%)	97.0	64.5	96.4	61.4	95.7	62.2
家事のほか仕事(%)	1.0	32.1	1.3	34.8	1.6	33.4
通学のかたわら仕事(%)	1.1	2.0	1.2	1.9	1.2	1.9
休業者(%)	0.9	1.4	1.1	1.8	1.4	2.5

資料: 国勢調査

② 女性の年齢階級別労働力率の推移

本市の女性の年齢階級別労働力率をみると、結婚や出産を機にいったん仕事を辞め、子育てが落ち着いた頃に再び就労することが考えられるM字曲線を描いているものの、平成12年から比較すると20歳代後半から30歳代後半にかけて曲線の谷間が浅くなっています。平成22年における本市と国との比較では、大きな差はありません。

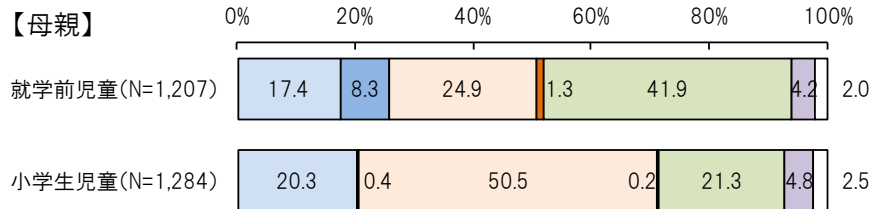
(%) 【女性の年齢階級別労働力率の推移】



資料: 国勢調査

③ 子育て世帯における母親の就労状況

子育て世帯における母親の就労状況についてみると、就学前児童では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が41.9%と最も高くなっています。小学生児童では「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が50.5%と最も高くなっています。



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 不明・無回答

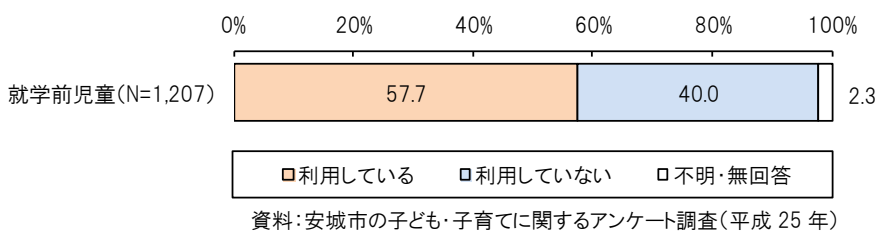
資料：安城市の子ども・子育てに関するアンケート調査(平成 25 年)

3 子どもの状況と子育ての実態

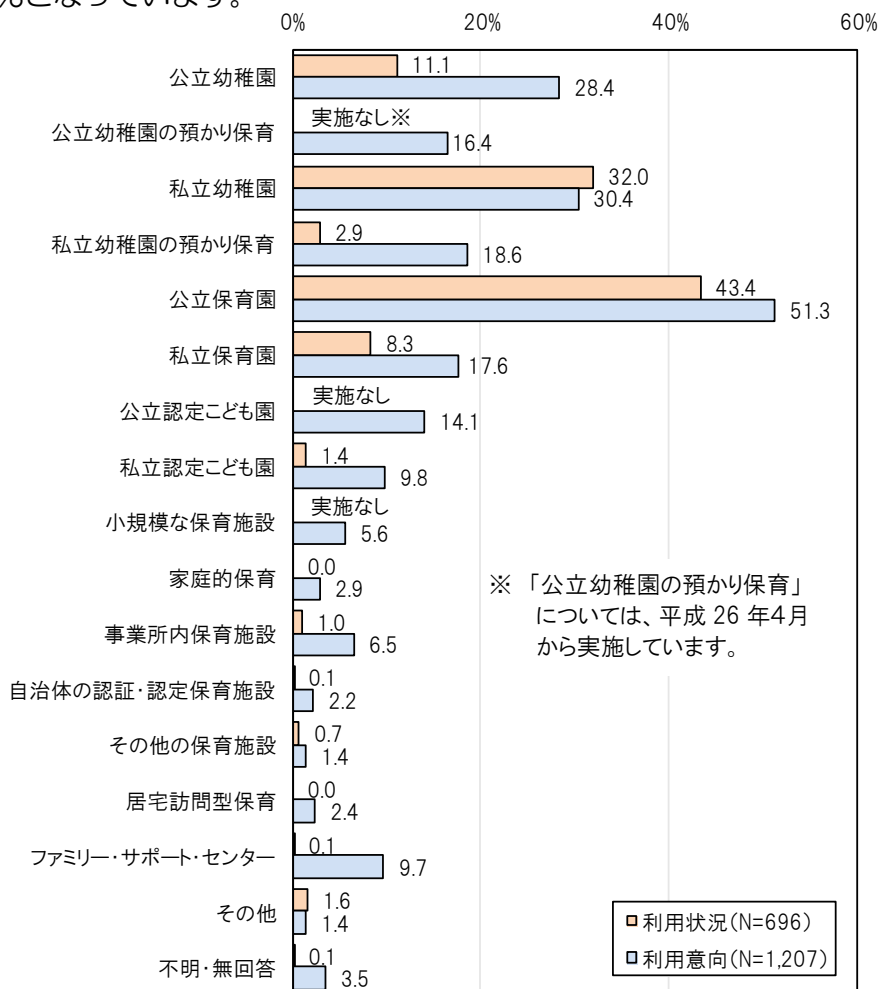
(1) 子どもの日常

① 定期的な教育・保育の利用状況

就学前児童の定期的な教育・保育事業の利用の有無についてみると、「利用している」が57.7%、「利用していない」が40.0%となっています。

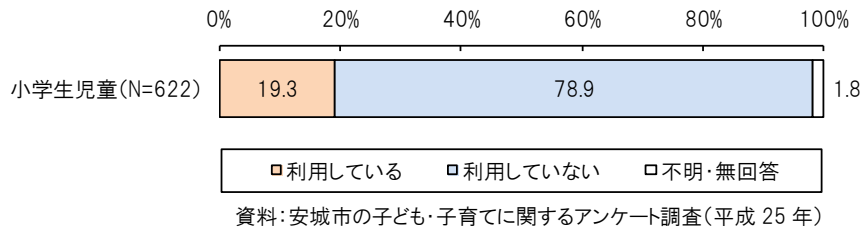


利用状況は「公立保育園」が43.4%と最も高く、次いで「私立幼稚園」が32.0%となっています。利用意向は「公立保育園」が51.3%と最も高く、次いで「私立幼稚園」が30.4%となっています。

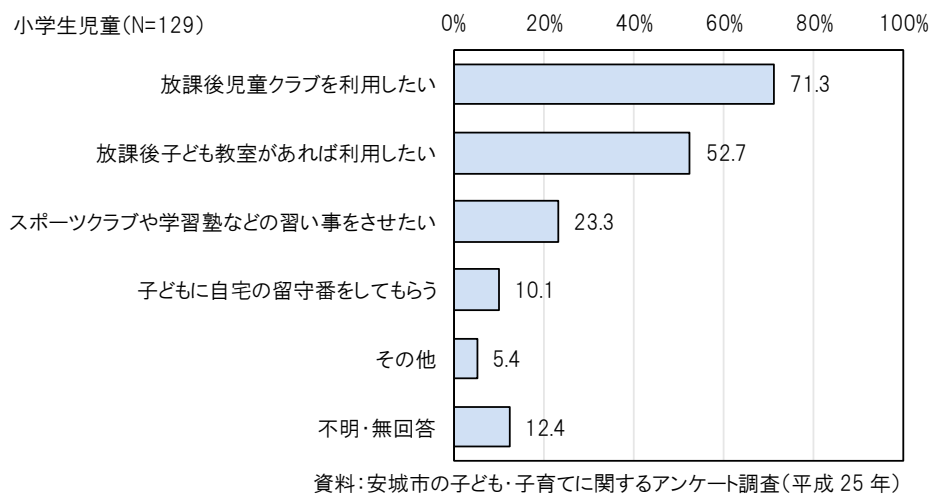


② 平日の放課後児童クラブの利用状況

小学校低学年児童の放課後児童クラブの利用状況についてみると、「利用していない」が78.9%、「利用している」が19.3%になっています。



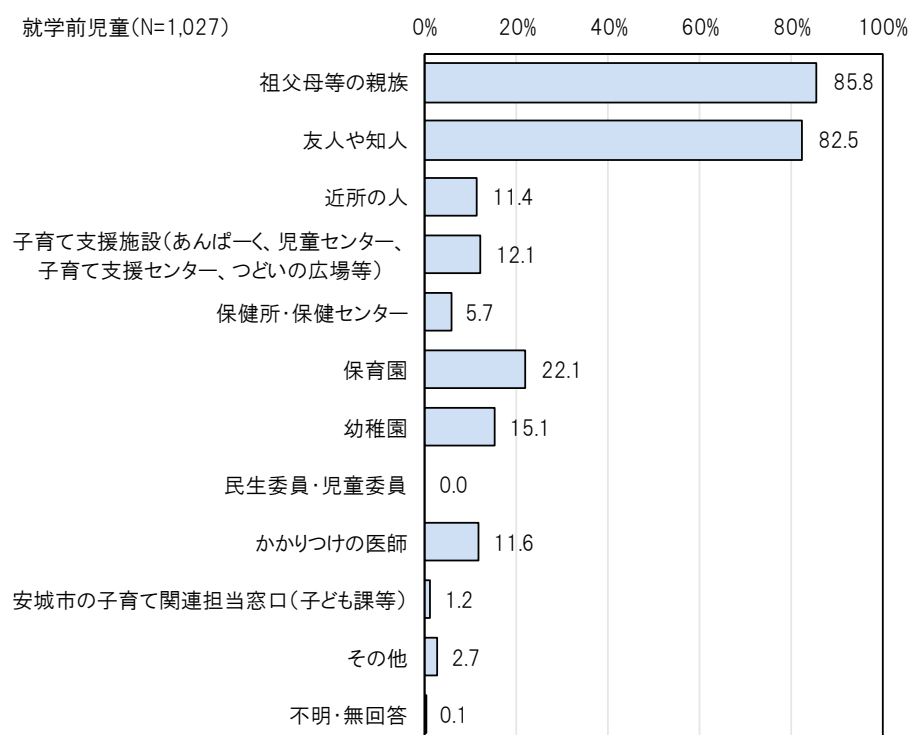
利用している場合の小学校4年生以降の放課後の過ごし方の希望についてみると、「放課後児童クラブを利用したい」が71.3%と最も高く、次いで「放課後子ども教室があれば利用したい」が52.7%になっています。



(2) 子育ての実態

① 子育てに関する相談先

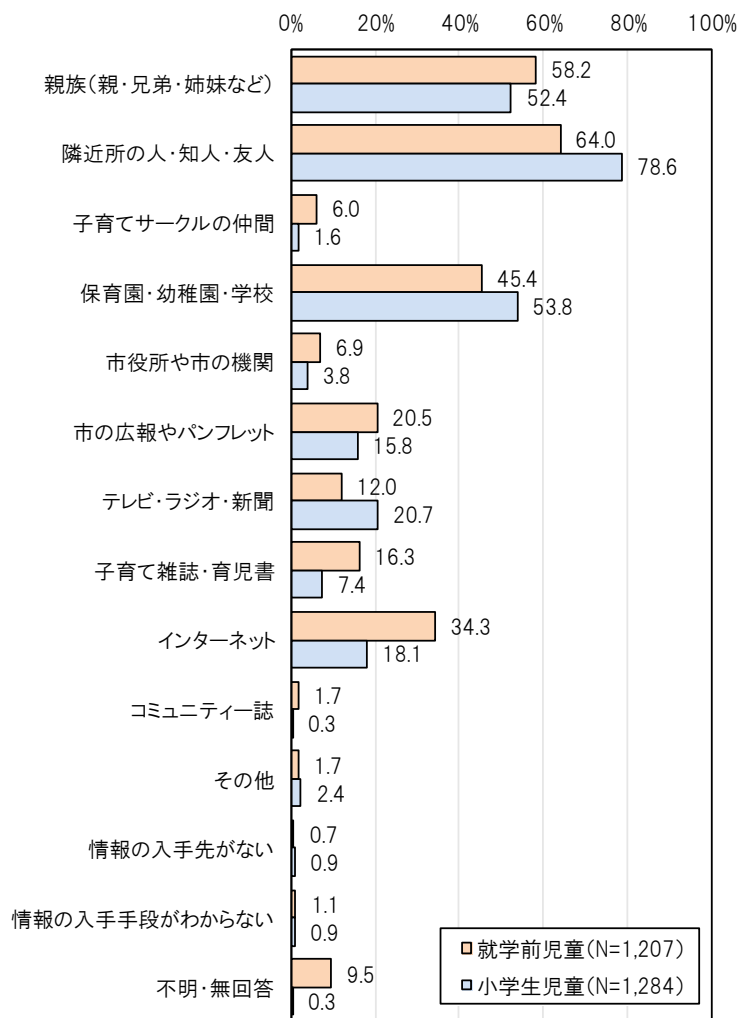
子育てに関する相談先についてみると、「祖父母等の親族」が85.8%で最も高く、次いで「友人や知人」が82.5%となっています。また、施設や専門窓口では「保育園」が22.1%、「幼稚園」が15.1%となっています。



資料：安城市の子ども・子育てに関するアンケート調査(平成 25 年)

② 子育てに関する情報の入手先

子育てに関する情報をどこで手に入れているかをみると、就学前児童では「隣近所の人・知人・友人」が64.0%、次いで「親族（親・兄弟・姉妹など）」が58.2%となっています。小学生児童では「隣近所の人・知人・友人」が78.6%と最も高く、次いで「学校」が53.8%となっています。



資料：安城市の子ども・子育てに関するアンケート調査(平成 25 年)

4 次世代育成支援行動計画の評価と課題

本市では、平成22年3月に「安城市次世代育成支援行動計画（後期計画）」（以下、「次世代育成支援行動計画」という。）を策定し、子育て環境の整備に取り組んできました。

本計画は、次世代育成支援行動計画の考え方を継承するため、策定にあたっては、すべての施策の目標指標達成状況と今後の課題を確認しました。

なお、策定から5年が経過し、事業の廃止や制度変更等があったため、本計画では、次世代育成支援行動計画の具体的施策のうち、100事業を継承します。

【目標指標達成状況の判定基準】

表記	判定内容
◎	目標指標達成
○	基準値※達成、目標指標未達成
△	基準値を満たしていない、または横ばい状態
×	未実施、事業廃止

※ 基準値は平成20年度の実績値

重点項目の評価と課題

（1）地域における子育ての支援

① ファミリー・サポート・センター事業の推進

育児の援助をする人と、援助してもらいたい人が会員となり、互いに助け合う会員組織の事業です。事業のPRを推進し、提供会員、両方会員数が増加し、習い事の送迎など、多様なニーズにも対応してきました。策定当初の会員数は600人でしたが、平成25年度には724人に増加しており、目標を達成しています。

今後も事業の継続と、提供会員の確保が求められます。

【実績】

	基準値	実績値				平成26 （目標指標）	目標指標 達成状況
		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度		
会員数 （人）	600	635	663	712	724	650	◎

② 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の推進

放課後に保護者のいない家庭の小学校低学年児童を学校内の専用施設等で預かる事業です。策定当初の実施か所は28か所でしたが、平成25年度には35か所で実施しており、目標を達成しています。

今後、利用対象の拡大が望まれているため、細やかなニーズの把握と地域の状況に応じた整備が求められます。

【実績】

	基準値	実績値				平成26年度 (目標指標)	目標指標 達成状況
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
実施か所数 (か所)	28	30	32	33	35	32	◎
定員数 (人)	1,060	1,135	1,210	1,205	1,280	1,140	◎

③ つどいの広場事業の推進

子育て中の親子が気軽に集い、スタッフや他の母親たちと相談・交流することで、安心して子育てができる場所を提供する事業です。策定当初の実施か所は2か所でしたが、平成25年度にはあんぱ〜く、北部福祉センター、昭林公民館の3か所で実施しており、目標を達成しています。

今後も、地域子育て支援拠点事業として事業を継続し、子育ての不安感、負担感を解消するとともに、地域における子育て支援の充実に努めます。

【実績】

	基準値	実績値				平成26年度 (目標指標)	目標指標 達成状況
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
実施か所数 (か所)	2	3	3	3	3	3	◎

④ 子育て支援総合拠点施設整備

地域への総合的な子育て支援、情報提供を行うための拠点機能を設けるとともに、各種講座の開催、育児サークルの育成支援、育児相談等を行います。策定当初は未整備でしたが、拠点施設（あんぱ〜く）を整備し、目標を達成しています。施設内には、つどいの広場や子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターを併設し、各種イベントや講座、子育て相談等を実施し、本市における子育て拠点施設として、平成25年度には29,800人の利用があります。

今後も地域子育て支援事業の拠点として、地域における子育て支援の機能強化や市民からの相談等に幅広く対応できるように努めます。

【実績】

	基準値	実績値				平成26年度 (目標指標)	目標指標 達成状況
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
実施か所数 (か所)	未整備	1	1	1	1	1	◎

⑤ 夜間帯保育事業の推進

夜間に仕事を持っている保護者を対象に、保育園で夜間（22時）まで延長保育を実施する事業です。策定当初は未整備でしたが、平成25年度には、よさみ保育園で実施しており、目標を達成しています。

今後も夜間帯保育に対するニーズの把握と、保護者の様々な就労形態にあわせた保育サービスの提供が求められます。

【実績】

	基準値	実績値				平成26年度 (目標指標)	目標指標 達成状況
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
実施か所数 (か所)	未実施	1	1	1	1	1	◎

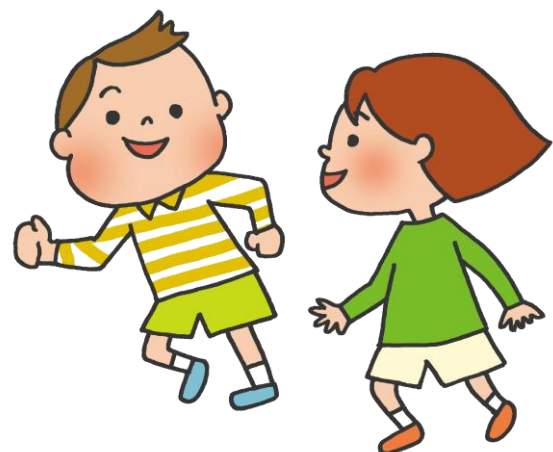
⑥ 放課後子ども教室推進事業

放課後の安全・安心な居場所を確保し、地域住民の参画を得て、子どもたちとの交流活動等により、地域の教育力の向上を図ります。策定当初は未実施でしたが、平成25年度には梨の里小学校、桜井小学校、今池小学校で実施しており、目標を達成しています。

今後、社会状況や余裕教室の状況を踏まえ、全校で実施できる方法の検討が求められます。

【実績】

	基準値	実績値				平成26年度 (目標指標)	目標指標 達成状況
		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度		
実施か所数 (か所)	未実施	2	3	3	3	平成23年 度までに 2校	◎



(2) 母性並びに乳児及び幼児などの健康の確保

① 妊婦健康診査の推進

妊婦を対象とした医療機関における健康診査です。妊娠の早期届出により、妊婦が自分の健康を管理することができます。策定当初の届出率は56.7%でしたが、平成25年度には95.1%に増加しており、目標を達成しています。

今後も、妊婦の健康診査費用の負担軽減や健康管理のため、事業の継続が求められます。

【実績】

	基準値	実績値				平成 26年度 (目標指標)	目標指標 達成状況
		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度		
妊娠11週目 までの届出率 (%)	56.7	94.8	93.9	95.3	95.1	70.0	◎

② 食育の推進

食育キャラバン隊を組織して、市内幼稚園・保育園を訪問し、紙芝居等により食育の啓発を図ります。策定当初は未実施でしたが、平成25年度には8回実施しており、目標を達成しています。

今後は、「安城市食育推進計画」にて事業を推進します。

【実績】

	基準値	実績値				平成 26年度 (目標指標)	目標指標 達成状況
		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度		
実施回数 (回)	未実施	11	5	3	8	8	◎

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

① 赤ちゃん出会い・ふれあい交流事業の推進

小中学生を対象とした赤ちゃん講座を開催し、乳幼児への理解を深めるとともに、小中学生と乳幼児がふれあう事業です。策定当初は4児童センターで実施していましたが、平成25年度には8児童センターで実施しており、目標を達成しています。

次代の親の育成のため、世代間における子どもの共感能力の向上や次代を担う若者の自主的な活動の継続が求められます。

【実績】

	基準値	実績値				平成26年度 (目標指標)	目標指標 達成状況
		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度		
実施か所数 (か所)	4	7	7	7	8	7	◎

② ボランティア体験学習の充実

中高生が体験学習として幼稚園、保育園、各種障害者施設等で、保育等のボランティア活動を行います。平成25年度には38施設で実施しており、目標を達成しています。

今後もボランティア体験や福祉学習の機会を提供するため、施設や学校との連携の強化が求められます。

【実績】

	基準値	実績値				平成26年度 (目標指標)	目標指標 達成状況
		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度		
実施か所数 (か所)	全中学校 で実施	32	33	37	38	基準値の 水準を維持	◎
参加者数 (人)		2,005	2,067	2,113	2,215		

③ 環境アドバイザーの活用

小中学校の総合学習で環境アドバイザーを活用します。策定当初は22回実施していましたが、平成25年度には87回に増加しており、目標を達成しています。キャラクターの使用やごみ分別を体験型で学べるようにするなど、子どもに親しみやすい工夫をして、環境学習を推進しています。

環境学習の推進のため、環境アドバイザー養成講座の開催等による人材発掘及び育成が求められます。

【実績】

	基準値	実績値				平成 26年度 (目標指標)	目標指標 達成状況
		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度		
派遣回数 (回)	22	74	78	51	87	50	◎

④ 絵本の読み聞かせの推進

ボランティア養成講座等の修了生による読み聞かせボランティアグループの育成と組織化を推進します。策定当初は10グループでしたが、平成25年度には16グループに増加しており、目標を達成しています。生涯学習課との連携により地区公民館を拠点としたボランティア養成講座を順次開催し、公民館拠点の読み聞かせボランティアグループ養成は平成25年度で終了しました。

今後は、「安城市子ども読書活動推進計画」にて事業を推進します。

【実績】

	基準値	実績値				平成 26年度 (目標指標)	目標指標 達成状況
		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度		
登録数 (グループ)	10	13	14	15	16	16	◎

⑤ 総合型地域スポーツクラブ育成事業

地域の新しいスポーツ環境として、スポーツ推進委員並びに地域住民と地区公民館が連携し、総合型地域スポーツクラブを創設します。策定当初から1クラブを維持しており、世代間交流の推進等を図り、設立に向けて事業を推進していくことが求められます。

今後は、「安城市スポーツ振興計画」にて事業を推進します。

【実績】

	基準値	実績値				平成 26年度 (目標指標)	目標指標 達成状況
		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度		
クラブ数 (クラブ)	1	1	1	1	1	2	○

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

① 建築物のバリアフリー化の促進

愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、平成25年度には2か所で整備しました。

今後も、子どもや妊産婦をはじめ、あらゆる人が安全・安心、快適に利用できる公共建築物のバリアフリー化が求められます。

【実績】

	基準値	実績値				平成 26年度 (目標指標)	目標指標 達成状況
		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度		
整備か所数 (か所)	4	6	3	3	2	整備を継続	◎

② 多目的トイレ・おむつ交換台、授乳室の設置

愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、平成25年度は、ゆたか保育園、安城西部小学校、桜井南公園、弥厚公園にそれぞれ多目的トイレを1か所整備しました。

子育て中の人々が利用する公共施設に、多目的トイレやおむつ交換台、授乳室の設置を推進し、利用しやすい環境整備が求められます。

【実績】

	基準値	実績値				平成26年度 (目標指標)	目標指標 達成状況
		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度		
整備か所数 (か所)	4	3	4	2	4	整備を継続	◎

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

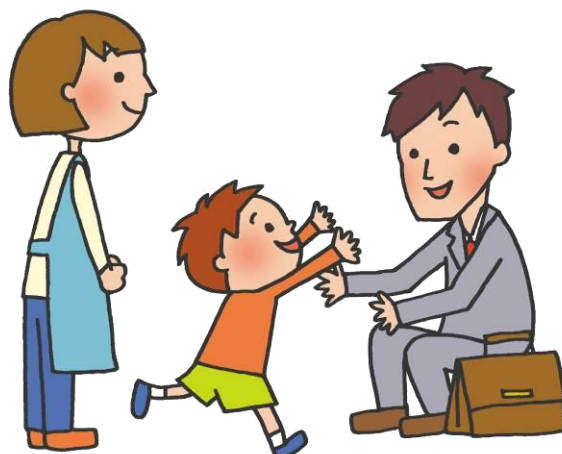
① 男女共同参画社会推進事業の推進

固定的性別役割分担意識の見直しと男女の多様な働き方への啓発や講座を開催します。策定当初は5回開催しており、平成25年度は目標を達成しています。男女平等の意識づくりと家庭や社会での性別役割分業について「気づく」ことや見直し、男女の多様な働き方についての啓発が必要です。

今後は、「第3次安城市男女共同参画プラン」にて事業を推進します。

【実績】

	基準値	実績値				平成26年度 (目標指標)	目標指標 達成状況
		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度		
開催回数 (回)	5	5	5	5	5	基準値の 水準を維持	◎



(6) 子どもの安全の確保

① スクールガード事業

児童が事件や事故に巻き込まれることなく安全・安心な学校生活が送れるように、地域と連携した安全管理体制を整備する事業で、策定当初から全小学校で実施しています。

今後も、児童が安全・安心な学校生活が送れるよう、事業の継続が求められます。

【実績】

	基準値	実績値				平成 26年度 (目標指標)	目標指標 達成状況
		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度		
実施か所数 (か所)	全小学校 で実施	21 (全小学校)	21 (全小学校)	21 (全小学校)	21 (全小学校)	基準値の 水準を維持	◎

② 「こども110番の家」の推進

子どもを犯罪や危険から守るための「こども110番の家」の看板を設置します。

子どもの緊急避難所として、通学路等にある商店や民家への設置を推進し、犯罪者への抑止効果とともに地域ぐるみの防犯意識の高揚を図ってきました。

今後も、子どもの安全確保のため、事業の継続が求められます。

【実績】

	基準値	実績値				平成 26年度 (目標指標)	目標指標 達成状況
		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度		
実施か所数 (か所)	1,017	1,044	1,054	1,022	1,018	1,250	○

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

① 安城市虐待等防止地域協議会の推進

関係機関との情報交換による児童虐待の早期発見、防止活動、援助活動及び啓発活動を行います。関係機関が子どもの虐待問題について共通の認識を持ち、相互の連携・協力のもとに虐待相談や防止対策に向けた取り組みの推進に努めてきました。

今後も、子どもの安全確保のため、事業の継続が求められます。

【実績】

	基準値	実績値				平成 26年度 (目標指標)	目標指標 達成状況
		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度		
代表者会議 開催(回)	2	3	3	3	3	◎	

② 特別支援教育補助員事業

発達障害をはじめ様々な要因により、学校生活や学習において困難を抱えている児童生徒に対し、個別支援により、対象となる児童生徒の健やかな成長を支援します。

全小中学校で実施してきましたが、今後は、特別支援教育補助員に各障害に関する知識や適切な支援について研修を実施し、特別な支援を要する児童生徒に対してより適切な支援ができるよう質的な充実が求められます。

【実績】

	基準値	実績値				平成 26年度 (目標指標)	目標指標 達成状況
		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度		
実施か所数 (か所)	全小中学校 校で実施	29 (全小中学校)	29 (全小中学校)	29 (全小中学校)	29 (全小中学校)	基準値の 水準を維持	◎

5 今後の課題

(1) 乳幼児期の教育・保育環境の充実

乳幼児期は、身近な大人への信頼感や安心感、他者との関わりや生きる力の獲得等を目指す重要な時期といえます。次世代育成支援行動計画では、「保育サービスの充実」として、病児・病後児保育事業や夜間帯保育事業の推進など、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図ってきました。

しかし、共働き家庭の増加や家族形態の変化等から、低年齢児の保育ニーズの増加が予測され、本市の現状に応じた各教育・保育サービスの受け皿の確保が求められます。

そのため、今後のニーズの増加を踏まえた計画的な量の見込みの算出とそれを確保するための方策、乳幼児期の重要性や特性を踏まえた質の向上等を総合的に検討していく必要があります。

(2) 学童期からの「生きる力」を育む環境整備

学童期は、社会性を身につけ、生きる力を育み、心身の調和のとれた発達を目指す重要な時期といえます。次世代育成支援行動計画では、「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」として、次代の親の育成、子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上を目指してきました。

しかし、「小1の壁」の問題をはじめ、放課後の居場所の確保を求めるニーズから、児童クラブの年齢拡大が行われることを踏まえ、本市においても放課後の居場所等の環境整備を計画的に行っていく必要があります。

さらに、乳幼児期の質の高い教育・保育環境を継続できるよう、幼稚園・保育園と小中学校が連携し、学校教育等の充実や、教育施設の環境を整備する必要があります。

(3) 地域社会における子育て支援の充実

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、幅広い年代の身近な人々から日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることが難しい状況となっています。子どもは地域社会の将来を支えていく大切な存在であるため、子どもの生活の場である家庭、地域、教育・保育施設が連携し、子どもが地域コミュニティの中で育まれるような環境を整備する必要があります。次世代育成支援行動計画では、地域における子育ての支援として、子育て支援総合拠点施設（あんぱ〜く）の整備等を行い、ファミリー・サポート・センター事業やつどいの広場事業の推進、地域との交流の場や情報の提供を行ってきました。

今後は、これらの支援を継続しつつ、さらに利用しやすい事業とするため、多くのサービスから利用者に合った選択ができるように支援を行い、きめ細かいニーズに対応できる体制を整備する必要があります。

(4) 安心・安全な妊娠・出産・育児のための保健対策

子どもが心身ともに生き生きと健やかに育つことは、全ての親の願いであり、「健康」はよりよい生活を送るための大切な基盤です。次世代育成支援行動計画では、子どもや母親の健康の確保、小児医療の充実等により、母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び推進をしてきました。しかし、核家族化の進展や地域社会の変化により妊娠期に不安や困りごとを抱え込んでしまう場合もあり、産前・産後うつ等の増加が社会問題となっています。

今後は、妊婦健康診査や乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等をさらに計画的に推進しつつ、父親も含めた家族全体の健康の推進を図る必要があります。また、妊娠期からの切れ目のない支援を推進し、子育てに対する不安や負担の解消を図り、子育てしやすい環境を整備する必要があります。

(5) 支援を必要とする子どもや保護者への対策

子育てをめぐる環境や生活環境の変化等から、いじめや不登校、児童虐待が社会問題となっており、子どもが安全に育つ体制を整備する必要があります。

また、母子世帯や父子世帯が増加しているため、社会的な支援を必要とする子どもや保護者に対する支援を、引き続き推進していく必要があります。

さらに、障害児施策については、身近な地域で安心して生活できるように支援を継続するとともに、発達障害など、社会的な理解が十分なされていない分野については、適切な情報提供と支援体制の充実を図る必要があります。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

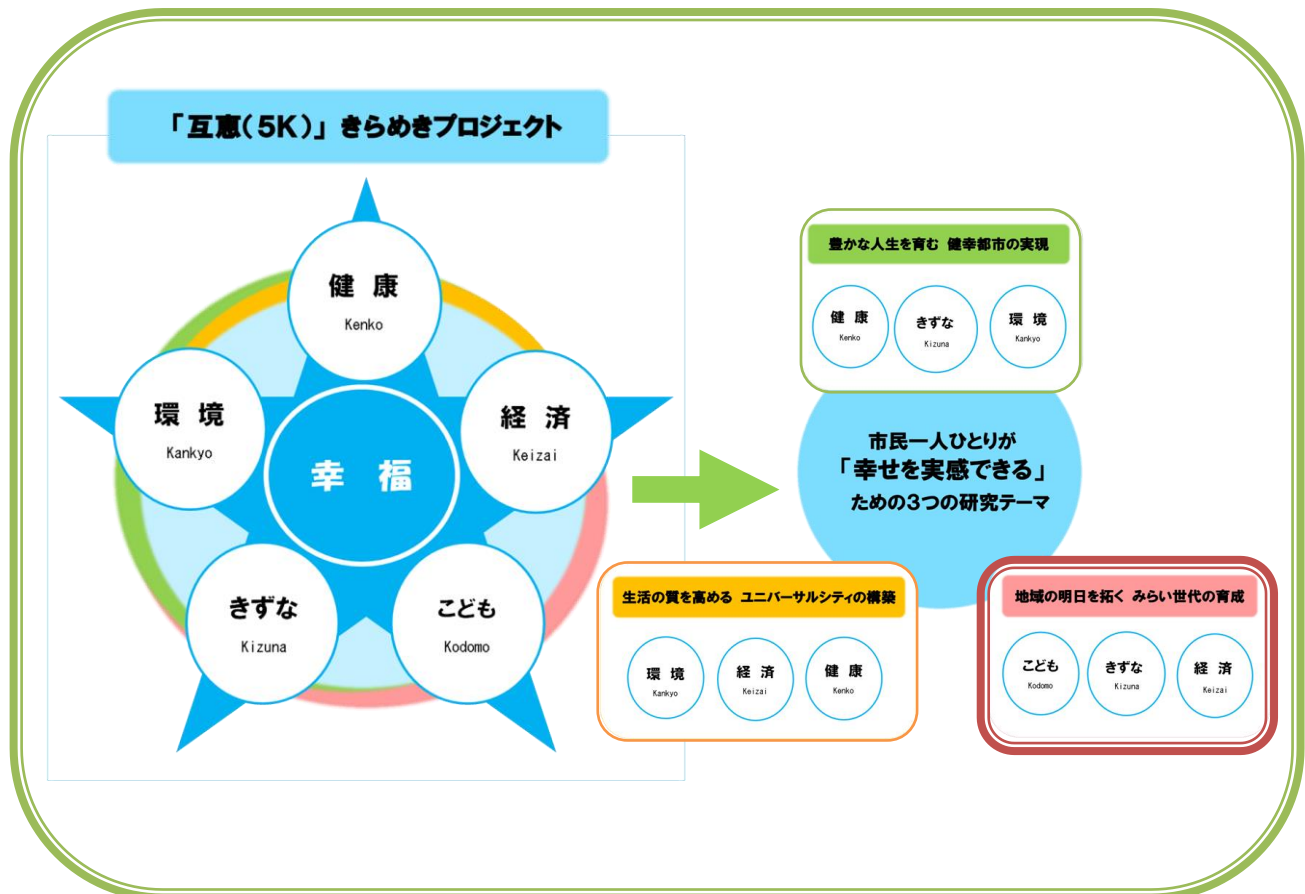
幸せと未来をつなぐ 子育てのまち・安城

子どもが健やかに育つことは、子どもや保護者の幸せにつながるだけでなく、これからの社会の担い手を育成するという社会全体の重要な課題といえます。

本計画では、次世代育成支援行動計画の考え方を継承し、今後も家庭・地域・社会の一体的な取り組みを推進することにより、すべての子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域社会全体で支援し「幸せと未来をつなぐ 子育てのまち・安城」を目指します。

また、本計画により、本市の『互恵（5K）きらめきプロジェクト』における「地域の明日を拓く 未来世代の育成」の分野を推進することで、子育てを通して子ども・保護者をはじめ市民一人ひとりが幸せを実感でき、未来につながるまちづくりを目指します。

【「互恵（5K）」きらめきプロジェクトのイメージ】



2 目指す社会

本計画では、「幸せと未来をつなぐ 子育てのまち・安城」を実現するため、以下の3つの社会を目指します。

(1) 子どもの最善の利益が実現される社会

子どもの視点に立ち、社会的な支援の必要性が高い子どもを含め、すべての子どもに対し、一人ひとりの健やかな育ちが等しく保障される社会を目指します。



(2) 子育てを通して、保護者も成長できる社会

子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化する中で、保護者が自信を持って子どもと向き合い、成長し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる社会を目指します。



(3) 保護者に寄り添う地域社会

子育ての第一義的責任は保護者にあることを前提とし、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子育て家庭を社会全体で支えることができる社会を目指します。



3 基本方針

本計画の基本理念、目指す社会の実現に向けて、以下の5つの基本方針を定め、総合的な施策を推進します。

(1) 乳幼児期の教育・保育環境の充実

共働き家庭の増加や家族形態の変化等から、低年齢児の保育ニーズの増加や多様化するニーズに対応した教育・保育環境の充実が求められています。

そのため、保育ニーズを満たすための「教育・保育環境の量の確保」を図るとともに、乳幼児期の重要性や特性を踏まえた「教育・保育環境の質の向上」に向けた取り組みを推進します。

また、緊急時の預かりや時間外、休日、夜間帯での保育を実施し、「保育サービスの充実」を図ります。

(2) 学童期からの「生きる力」を育む環境整備

将来の社会を築き、支えていく重要な役割を担う子どもたちが、社会の大きな変化の中で主体的に生き、自立していくための「生きる力」を育む必要があります。

そのため、「学校教育等の充実」に向けた多様な学びの場の提供や、児童クラブの年齢拡大をはじめとする「放課後等の環境整備」を計画的に推進します。

また、自主活動の支援や街頭指導活動により「青少年の健全育成」に取り組み、次代の親の育成を目指します。

(3) 地域社会における子育て支援

地域のつながりの希薄化等により、身近な人々から子育てに対する支援や協力を得ることが難しい状況となっています。

そのため、利用者に合った情報提供体制の整備など、きめ細かい「子育て支援サービスの充実」を図ります。そして、子育て家庭と地域との交流による「子育て支援ネットワークの構築」を推進し、子どもが地域コミュニティの中で育まれる環境の整備に努めます。

また、共働きの家庭が増加しているため、男女ともに育児に参加できるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進し、「子育てしやすい社会環境の整備」に努めます。

(4) 安心・安全な妊娠・出産・育児のための保健対策

核家族化の進展や地域社会の変化等により、妊娠期に不安や困りごとを抱えこんでしまう産前・産後うつ等の増加が社会問題となっています。

そのため、「安心・安全な妊娠・出産への支援」や「子どもの健康増進」、「小児医療の充実」により、安心して妊娠や出産、育児をするための保健対策を推進します。

(5) 支援を必要とする子どもや保護者への対策

子育てをめぐる環境や社会環境の変化等により、子どもの心身に深刻な影響を与え、子どもの権利の侵害となる児童虐待やいじめ等が社会問題となっています。

そのため、すべての子どもの健やかな育ちが保障されるように、「子どもが安全に育つ体制の整備」に努めます。

また、「ひとり親家庭の自立支援の推進」や「障害児施策の充実」により、特別な支援が必要な子どもや保護者への対策を推進します。



4 施策体系

基本理念	目指す社会	基本方針	基本施策
<p>幸せと未来をつなぐ 子育てのまち・安城</p>	<p>目 保護者に寄り添う地域社会 口 子育てを通して、保護者も成長できる社会 一 子どもの最善の利益が実現される社会</p>	<p>1 乳幼児期の教育・保育環境の充実</p>	<p>(1)教育・保育環境の量の確保 (2)教育・保育環境の質の向上 (3)保育サービスの充実</p>
		<p>2 学童期からの「生きる力」を育む環境整備</p>	<p>(1)学校教育等の充実 (2)放課後等の環境整備 (3)青少年の健全育成</p>
		<p>3 地域社会における子育て支援</p>	<p>(1)子育て支援サービスの充実 (2)子育て支援ネットワークの構築 (3)子育てしやすい社会環境の整備</p>
		<p>4 安心・安全な妊娠・出産・育児のための保健対策</p>	<p>(1)安心・安全な妊娠・出産への支援 (2)子どもの健康増進 (3)小児医療の充実</p>
		<p>5 支援を必要とする子どもや保護者への対策</p>	<p>(1)子どもが安全に育つ体制の整備 (2)ひとり親家庭の自立支援の推進 (3)障害児施策の充実</p>

第3章 計画の基本的な考え方

基本方針	基本施策	No.	重点項目	新規事業
<p>1</p> <p>乳幼児期の教育・保育環境の充実</p>	(1)教育・保育環境の量の確保	1	★	
		2	★	
		3		
		4		
		5		
	(2)教育・保育環境の質の向上	6	★	◎
		7		
		8		
		9		
		(3)保育サービスの充実	10	★
	11		★	
	12		★	
	13			
	14			
<p>2</p> <p>学童期からの「生きる力」を育む環境整備</p>	(1)学校教育等の充実	15	★	
		16		
		17		
		18		
		19		
		20		
		21		
		22		
		23		
		24		
		25		
		26		
		27		
		28		
	29			
	(2)放課後等の環境整備	30	★	
		31		
		32		
		33		
		34		
		35		
	(3)青少年の健全育成	36		
		37		
		38		
		39		
		40		
		41		
		42		
		43		

具体的施策	ライフステージ				
	妊娠・ 出産期	乳幼児期 0-5歳	学童期 6-11歳	青少年期	
				12-14歳	15-17歳
通常教育・保育事業の推進		○			
幼稚園・保育園の施設整備		○			
認可外保育施設への支援		○			
施設費補助事業の充実		○	○		
就園奨励費補助金の交付		○			
保育者の研修制度の充実		○			
保育サービス評価事業の推進		○			
幼稚園・保育園地域活動事業		○			
安全教育などの推進		○			
一時預かり事業の充実		○			
時間外保育事業の充実		○			
病児・病後児保育事業の充実		○	○		
休日保育事業		○			
夜間帯保育事業		○			
幼稚園・保育園と小中学校の連携		○	○	○	
職場体験				○	
ボランティア体験学習の充実				○	○
清掃処理施設の見学会の開催			○		
野外センターにおける自然教室の開催			○	○	
総合学習の活性化			○	○	
環境アドバイザーの活用			○	○	
国際交流事業の推進				○	
通訳活用事業			○	○	
外国語指導助手(ALT)の活用			○	○	
教育講演会の開催	○	○	○	○	
奨学金の支給					○
私立高等学校など授業料の補助					○
学校評価の推進			○	○	
学校の施設整備			○	○	
放課後児童健全育成事業(児童クラブ)の推進			○		
民間児童クラブへの支援			○		
放課後子ども教室推進事業			○		
ジュニアスポーツ活動の支援		○	○	○	○
赤ちゃん出会い・ふれあい交流事業の推進			○	○	
農業体験事業		○	○	○	○
歴史博物館での各種講座の開催		○	○	○	○
青少年の家における自主活動の支援			○	○	○
青少年相談事業の充実			○	○	○
有害図書立入調査の実施			○	○	○
地域ぐるみ青少年健全育成活動			○	○	○
青少年環境浄化活動			○	○	○
健全育成に関する啓発			○	○	○
街頭指導活動			○	○	○

第3章 計画の基本的な考え方

基本方針	基本施策	No.	重点項目	新規事業
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">3</div> 地域社会における子育て支援	(1)子育て支援サービスの充実	44	★	◎
		45	★	
		46	★	
		47	★	
		48		
		49		
		50		
		51		
		52		
		53		
		54		
		55		
		(2)子育て支援ネットワークの構築	56	★
	57			
	58			
	59			
	60			
	61			
	62			
	63			
	64			
	65			
	(3)子育てしやすい社会環境の整備	67	★	◎
		68		
		69		
		70		
71				
72				
73				
74				
75				
76				

具体的施策	ライフステージ				
	妊娠・ 出産期	乳幼児期 0-5歳	学童期 6-11歳	青少年期	
				12-14歳	15-17歳
利用者支援事業の推進	○	○	○		
地域子育て支援拠点事業の充実	○	○			
ファミリー・サポート・センター事業の推進		○	○		
子育て短期入所生活支援事業(ショートステイ)の充実		○	○	○	○
児童センター運営の推進		○	○	○	○
移動児童館事業		○	○		
園開放		○			
親子で参加できる講座の開催		○	○	○	
託児つき講座の開催		○	○		
子育て・家庭教育に関する学習機会の提供		○	○	○	
子育て支援総合ガイドブックの配布	○	○	○		
子育てに関する相談	○	○	○	○	
地域ぐるみの親子ふれあい活動の充実			○		
高齢者と子どもの交流イベントの開催		○	○	○	
スクールガード事業			○		
パトロール活動の推進		○	○	○	○
犯罪・被害情報の提供		○	○	○	○
「こども110番の家」の推進			○	○	○
地域子ども見守り活動の支援			○		
子育て支援ネットワーク会議の開催	○	○	○	○	○
地域のおじさん・おばさん運動		○	○	○	○
安城市小中学校ふれあいネット事業の充実			○	○	
安城市小中学校PTA連絡協議会への支援			○	○	
女性の再就職支援事業の推進		○	○		
就業のための講習会の開催協力					○
新就職者研修講座の開催協力					○
創業支援体制の整備協力	○	○	○	○	○
男女が働きやすい環境づくりセミナーの開催協力	○	○	○	○	○
仕事と家庭の両立を考えるセミナーの開催協力	○	○	○	○	○
仕事と子育ての両立のための広報や啓発、情報提供	○	○	○	○	○
JAあいち中央結婚情報センターとの連携					○
公園等の整備や管理	○	○	○	○	○
多目的トイレ・おむつ交換台、授乳室の設置	○	○	○	○	○

第3章 計画の基本的な考え方

基本方針	基本施策	No.	重点項目	新規事業
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">4</div> 安心・安全な妊娠・出産・育児のための保健対策	(1)安心・安全な妊娠・出産への支援	77	★	
		78		
		79		
	(2)子どもの健康増進	80	★	
		81		
		82		
		83		
		84		
		85		
		86		
		87		
		88		
	(3)小児医療の充実	89		
		90		
		91		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">5</div> 支援を必要とする子どもや保護者への対策	(1)子どもが安全に育つ体制の整備	92	★	
		93		
		94		
	(2)ひとり親家庭の自立支援の推進	95		
		96		
		97		
		98		
		99		
		100		
		101		
	(3)障害児施策の充実	102	★	◎
		103		
		104		



具体的施策	ライフステージ				
	妊娠・ 出産期	乳幼児期 0-5 歳	学童期 6-11 歳	青少年期	
				12-14 歳	15-17 歳
妊婦健康診査事業	○				
母子健康手帳の交付	○				
妊産婦指導	○				
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)		○			
乳幼児健康診査		○			
1 歳 6 か月児健診事後指導会の開催		○			
乳幼児など訪問指導		○			
事故防止の啓発		○			
離乳食講習会の開催		○			
子どもクッキングの開催			○		
歯科保健対策の推進		○	○	○	
小児生活習慣病予防健康診断事業の推進		○	○	○	
子ども医療費助成事業		○	○	○	○
休日夜間救急医療体制	○	○	○	○	○
かかりつけ医の推進	○	○	○	○	○
養育支援訪問事業の推進	○	○	○	○	○
安城市虐待等防止地域協議会の開催	○	○	○	○	○
虐待に関する相談		○	○	○	○
ひとり親家庭の親への就業の支援	○	○	○	○	○
ひとり親家庭相談	○	○	○	○	○
ひとり親家庭情報交換事業	○	○	○	○	○
安城市遺児手当の支給		○	○	○	○
歳末激励品等の配付		○	○	○	○
ひとり親家庭等児童入進学祝品の配付			○	○	
母子家庭等日常生活支援事業		○	○	○	
(仮称)子ども発達支援センターの整備		○	○	○	○
統合保育・交流保育の推進		○			
特別支援教育の推進			○	○	



第4章 重点項目

重点項目と区域の設定について

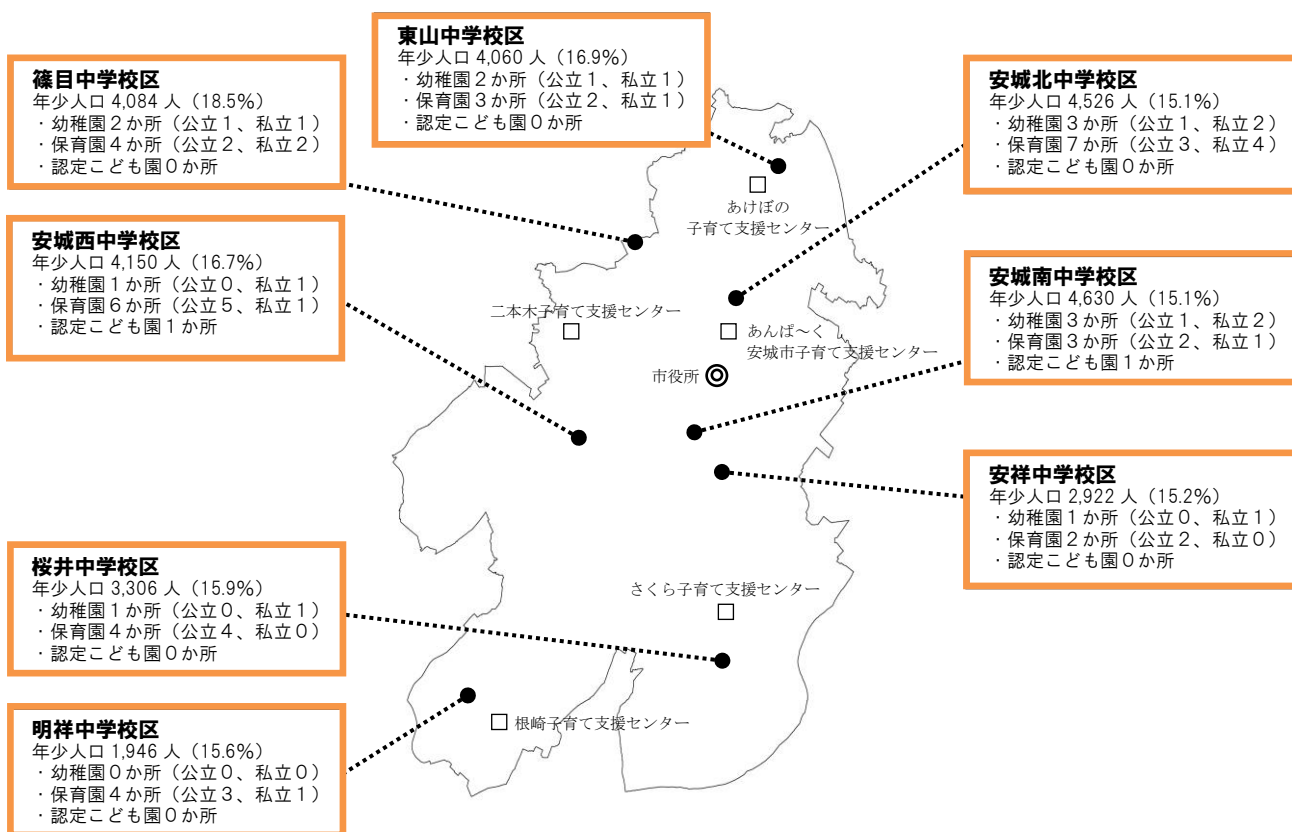
本計画では、104事業（次世代育成支援行動計画からの継承100事業・新規4事業）のうち、特に重点的に取り組む18事業を、重点項目としました。

このうち、6事業については、計画の最終年である平成31年度に向けて、本市が独自に推進する事業であり、幼稚園・保育園や（仮称）子ども発達支援センター等のハード面の整備と、幼稚園・保育園から小中学校までの連携体制の強化や女性の再就職支援事業等のソフト面の事業の充実を図ります。

また、12事業は国から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の必須記載事項となっており、アンケート調査結果を踏まえた量の見込みを確保することができるように、平成31年度までの年度ごと、認定区分ごと、区域ごとの詳細な数値目標を設定します。

このうち区域については、12事業全て市内全域を一つの区域としています。本市には8つの中学校区があり、中学校区別の年少人口割合は15.1～18.5%となっています。教育・保育施設については、従来から計画的に保育園等の整備を進めてきたため、市内各地に配置されています。地理的条件、交通事情からも移動が容易な地域のため、市内全域を一つの区域として設定し、利用者が幅広い選択肢の中から、通園、通勤の利便性や教育の独自性を考慮して希望する園を選択できるようにしています。

【中学校区別の施設等の設置状況】



資料:安城市住民基本台帳(平成26年3月末現在)

重点項目 18事業

重点 番号	推進 事業	具体的施策	内容
1		通常教育・保育事業の推進	幼稚園・保育園等で継続して行う教育・保育事業
2		幼稚園・保育園の施設整備	老朽化している公立幼稚園・保育園を改修する事業
3		保育者の研修制度の充実	保育者の資質向上のための研修の充実
4		一時預かり事業の充実	子どもを幼稚園・保育園等で一時的に預かる事業
5		時間外保育事業の充実	保育時間が11時間を超える保育事業
6		病児・病後児保育事業の充実	病院等に付設された場所で、病児・病後児を一時的に保育する事業
7		幼稚園・保育園と小中学校の連携	幼稚園・保育園と小中学校の連携強化事業
8		放課後児童健全育成事業(児童クラブ)の推進	昼間保護者が就労等で家庭にいない小学生に遊びや生活の場を提供する事業
9		利用者支援事業の推進	一人ひとりに合った子育て支援サービスを提案する事業
10		地域子育て支援拠点事業の充実	子育て支援センター、つどいの広場事業
11		ファミリー・サポート・センター事業の推進	育児の援助をする人と、援助してもらいたい人が助け合う会員組織の事業
12		子育て短期入所生活支援事業(ショートステイ)の充実	児童福祉施設等で一時的に子どもを養育する事業
13		地域ぐるみの親子ふれあい活動の充実	各小学校区において地域ぐるみで行うふれあい活動事業
14		女性の再就職支援事業の推進	再就職支援セミナーの開催や中小企業への支援
15		妊婦健康診査事業	妊婦健康診査の費用を助成する事業
16		乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業
17		養育支援訪問事業の推進	家庭を訪問して、育児支援や家事支援を行う事業
18		(仮称)子ども発達支援センターの整備	療育センターとサルビア学園等を併せ、さらに機能を高めた施設の整備



「サルビー」は、本市のマスコットキャラクターです。本計画の重点項目のうち、安城市独自の推進事業に「サルビー」のマークがついています。

基本方針 1 乳幼児期の教育・保育環境の充実

- 基本施策
- (1) 教育・保育環境の量の確保
 - (2) 教育・保育環境の質の向上
 - (3) 保育サービスの充実

本市には現在、教育・保育施設として幼稚園13園、保育園33園、認定こども園2園があり、認可外保育施設は15施設あります。

現在、待機児童はいませんが、今後は国が重点課題に掲げる女性の就労支援策等により、低年齢児で保育園を利用したい人が増加するものと予測されるため、保育園の受け入れ体制を計画的に整備する必要があります。

また、教育・保育内容については、保育者の資質向上に向けた取り組みを進め、地域との交流や安全教育等を行い、定期的に第三者機関による保育サービスの評価を受けることで、教育・保育環境の質の向上を目指します。

さらに、保育サービスとして「時間外保育事業」、「一時預かり事業」、「病児・病後児保育事業」等を継続し、一人ひとりに合ったきめ細かい保育サービスの提供体制を確保します。



幼稚園・保育園の様子

重点項目 1

1-（1）-1 通常教育・保育事業の推進

「通常教育・保育事業※」は、幼稚園13園（公立4園、私立9園）、保育園33園（公立23園、私立10園）、認定こども園2園で実施しています。

平成27年度から平成31年度にかけては、児童人口の減少に伴い3～5歳の幼児保育の必要量は減少しますが、一方で出産後も働く母親が増えているため、0～2歳の低年齢児保育の必要量は増加するものと予測されます。

このため、公立及び私立保育園の増改築による定員の拡充や、新たな私立保育園の設置等により、低年齢児保育の提供体制の整備を優先的に進め、必要量を確保できるように努めます。

＜教育・保育の一体的提供について＞

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設として、幼保一体型施設である認定こども園の普及を図ることを一つの柱としています。

そのため、本市の公立幼稚園・保育園については、保護者や子どもの教育・保育施設への入園に対する選択肢の拡大のため、地域の実情や施設の状況を踏まえたうえで、認定こども園の整備を検討します。私立幼稚園・保育園についても認定こども園への移行希望があれば、移行を支援していくことを基本として、教育・保育へのニーズに対応します。

また、新たなカリキュラム等の策定や幼稚園・保育園間の人事異動・交流の促進により、教育・保育の一体的な提供の推進を図ります。

※ 通常教育・保育事業

本計画では、教育・保育施設で実施する教育・保育を「時間外保育事業」や「一時預かり事業」と区別するため、「通常教育・保育事業」と表現しています。



保育の様子

番号	具体的施策						担当課	
1	通常教育・保育事業の推進						子ども課	
1号認定3～5歳 (幼稚園・認定こども園)		基準値 平成25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
量の見込み(人)		3,135	2,521	2,538	2,492	2,458	2,345	
確保量 (人)	教育・保育施設		546	543	551	557	577	
	確認を受けない 幼稚園		1,975	1,995	1,941	1,901	1,768	
2号認定3～5歳 (幼稚園)		基準値 平成25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
量の見込み(人)		上記に含む	455	458	450	444	424	
確保量 (人)	教育・保育施設		455	458	450	444	424	
2号認定3～5歳 (保育園・認定こども園)		基準値 平成25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
量の見込み(人)		2,648	2,481	2,502	2,466	2,429	2,311	
確保量 (人)	教育・保育施設		2,481	2,502	2,466	2,429	2,311	
3号認定0歳 (保育園・認定こども園・ 地域型保育事業)		基準値 平成25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
量の見込み(人)		219	216	219	222	229	236	
確保量 (人)	教育・保育施設		216	219	222	229	236	
	地域型保育事業		0	0	0	0	0	
3号認定1～2歳 (保育園・認定こども園・ 地域型保育事業)		基準値 平成25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
量の見込み(人)		830	1,009	1,056	1,213	1,286	1,317	
確保量 (人)	教育・保育施設		1,009	1,056	1,213	1,286	1,317	
	地域型保育事業		0	0	0	0	0	

重点項目 2

1- (1) - 2 幼稚園・保育園の施設整備

公立幼稚園・保育園は、建築後30年以上経過した園舎が全体の67%を占めています。老朽化している園舎については、順次改修してきましたが、今後は計画的に長寿命化のための改修や改築を進めます。

長寿命化のための改修では、建物外部だけでなく、床や壁、空調機等の内装や設備も必要に応じて更新し、快適な保育環境を整備します。

番号	具体的施策						担当課
2	幼稚園・保育園の施設整備						子育て支援課
成果指標	基準値 平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
施設の改修状況(園)	1	1	2	2	2	2	

【平成31年度までに改築や長寿命化のための改修※を実施する施設(予定)】

改築施設(予定)	長寿命化のための改修施設(予定)
みのわ保育園 和泉保育園	三ツ川保育園 南部保育園 東部保育園、桜井保育園ほか

※ 長寿命化のための改修では、建物外部(屋根、外壁等)や、建物内部(床、壁、建具、照明等)の老朽化した部分を改修します。



園舎外部と内部の様子

重点項目 3

1- (2) - 6 **新規** 保育者の研修制度の充実

質の高い教育・保育を提供するためには、保育者の資質向上のための研修が必要です。

本市では、保育の理論と実践力を身につける研修に加え、経験や役職等に応じた研修を実施しています。

今後は、「食物アレルギー対応研修」や「幼稚園・保育園と小学校の連携のための研修」など、社会環境の変化に柔軟に対応した研修を取り入れ、研修内容の充実に取り組みます。

番号	具体的施策						担当課
6	新規 保育者の研修制度の充実						子ども課
成果指標	基準値 平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
年間の研修回数(回)	5	6	7	8	8	8	



保育者の研修の様子

重点項目4

1- (3) - 10 一時預かり事業の充実

幼稚園・保育園の「一時預かり事業」は、保護者の就労、疾病、冠婚葬祭や介護等の理由により、児童の保育が一時的に困難になったときに児童を預かる事業です。

この事業は、これまで公立幼稚園では実施していませんでしたが、次世代育成支援行動計画において検討を重ねた結果、平成26年4月から事業を開始しました。

平成27年度から平成31年度までの5年間では、保育園への通常入所が増えると考えられますが、引き続き一時預かりに対するニーズを満たすため、必要量を確保できるように努めます。

番号	具体的施策						担当課
10	一時預かり事業の充実						子ども課
1号認定 (幼稚園での預かり保育 利用延べ人数)	基準値 平成25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
量の見込み(人)	45,056	11,877	11,877	11,877	11,877	11,877	
確保量(人)		11,877	11,877	11,877	11,877	11,877	
2号認定 (幼稚園での預かり保育 利用延べ人数)	基準値 平成25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
量の見込み(人)	上記に含む	35,631	35,631	35,631	35,631	35,631	
確保量(人)		35,631	35,631	35,631	35,631	35,631	
その他 (保育園での一時保育 利用延べ人数)	基準値 平成25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
量の見込み(人)	10,137	10,573	10,469	10,586	10,705	10,825	
確保量(人)		10,573	10,469	10,586	10,705	10,825	

重点項目5

1- (3) - 1 1 時間外保育事業の充実

「時間外保育事業」は、保育園で就労等により長時間の保育を必要とする保護者のために1日11時間を超える保育を行う事業です。

時間外保育事業は、通常保育事業の伸びに連動するため、通常保育と同様に0～2歳の低年齢児の必要量は増加するものと予測されます。また、出産後もフルタイムで働く女性が増えているため、保育時間の延長に対するニーズを満たしていくことが重要です。

このため、低年齢児保育の提供体制の整備を優先的に進め、必要量を確保できるように努めます。

番号	具体的施策			担当課		
11	時間外保育事業の充実			子ども課		
0～5歳の利用人数	基準値 平成25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み(人)	551	573	579	591	603	615
確保量(人)		573	579	591	603	615



重点項目6

1- (3) - 12 病児・病後児保育事業の充実

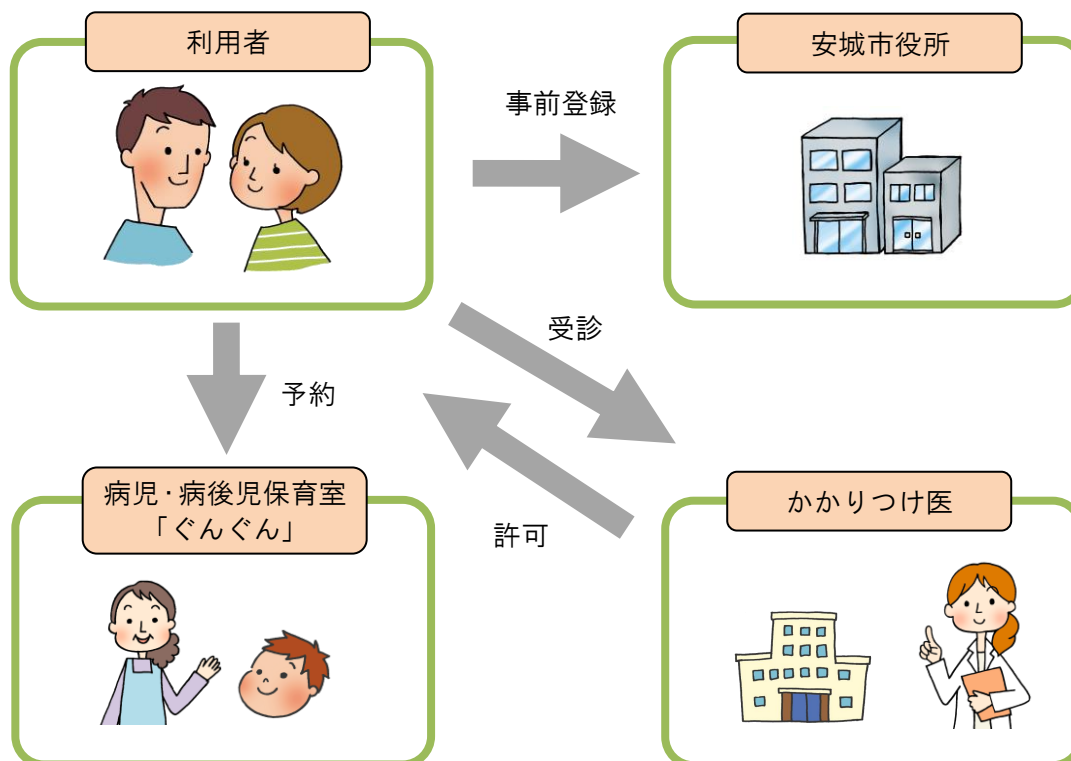
「病児・病後児保育事業」は、病気または病気の回復期にあり、集団での保育が困難な生後6か月から小学校3年生までの児童が、保護者の就労等の理由により、家庭で保育を受けられない場合に限り、連続7日間を限度に児童を預かる事業です。

平成23年度に延べ204人の利用実績があるものの、平成25年度は延べ182人と若干の減少が見られます。

しかし、アンケート調査では、子どもの病気等で保育園に通えない場合、約35%の親が仕事を休めなかったという結果が出ているため、引き続き提供体制の確保に努め、子育てしながら働きやすい環境の整備を目指します。

番号	具体的施策						担当課
12	病児・病後児保育事業の充実						子ども課
0～5歳の利用延べ人数	基準値 平成25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
量の見込み(人)	182	204	204	204	204	204	
確保量(人)		204	204	204	204	204	

【病児・病後児保育事業のイメージ】



基本方針2 学童期からの「生きる力」を育む環境整備

- 基本施策
- (1) 学校教育等の充実
 - (2) 放課後等の環境整備
 - (3) 青少年の健全育成

これまでの次世代育成支援行動計画においては、学童期に職場体験、各施設見学等の多様な体験や国際交流、ゲストティーチャーの活用を軸とした多様な文化との交流を進めてきました。今後もこれらの事業を継続し、学校教育の推進や教育環境の整備を進めます。また、発達段階に応じた質の高い教育・保育環境を継続できるよう、幼稚園・保育園と小中学校の連携を進め、一人ひとりの成長に合った、切れ目のない支援につなげます。

「放課後児童健全育成事業（児童クラブ）」については、全小学校で実施しており、現在、公立の児童クラブは小学校低学年までを対象としています。今後は、高学年のニーズも考慮しながら、計画的に対象学年の拡大を図ります。「放課後子ども教室」は、児童クラブの拡大の状況を踏まえ、全校で実施できる方法を研究します。

また、青少年の家における自主活動の支援や街頭指導活動をはじめとする青少年の健全育成のための施策を推進し、次代の親の育成を目指します。



小中学校の様子

重点項目 7

2-（1）-15 幼稚園・保育園と小中学校の連携

幼稚園・保育園と小中学校の円滑な接続を図ることは、子どもの発達や学びの連続性を保障するために重要です。

現在、市内の小中学校では、運動会や学芸会等の行事の見学、遊びを通じた異年齢交流を行っています。こうした交流は、幼児の小中学校入学に対する不安の軽減につながるだけでなく、小学生の思いやりの心や責任感を育て、互いの学び合いの場となっています。

今後もこうした活動を推進し、相互の連携を強めるとともに、小学校入学に向けたアプローチカリキュラムや入学後のスタートカリキュラムの作成など、体系的な連携体制の整備を検討していきます。

また、現在、中学校においても、幼稚園・保育園や小学校との異年齢交流を行っており、今後は、幼稚園・保育園から中学校までの連携を強める総合的なカリキュラムの整備に向けた研究を行います。

番号	具体的施策			担当課		
15	幼稚園・保育園と小中学校の連携			学校教育課・子ども課		
成果指標	基準値 平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
連携のためのカリキュラム 作成研究会(回)	未実施	1	2	2	2	3



幼稚園・保育園と小中学校の交流の様子

重点項目 8

2-(2)-30 放課後児童健全育成事業(児童クラブ)の推進

「放課後児童健全育成事業(児童クラブ)」は、昼間保護者が就労等で家庭にいない小学生に、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的とした事業です。

公立の児童クラブは学校の敷地内や隣接地等に整備しており、月～土曜日の午後7時までの間、1～3年生を対象として実施しています。しかし、アンケート調査では、現在、児童クラブを利用している人のうち、71.3%の保護者が4年生以降も利用したいという結果となっています。

そのため、今後は対象学年の拡大に向け、小学校の特別教室等の活用による施設整備を推進し、平成27年度から3年間で全ての児童クラブで4年生までを受け入れ、その後6年生までの受け入れを進めます。

番号	具体的施策			担当課		
30	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)の推進			子育て支援課		
低学年の利用人数	基準値 平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人)	1,162	1,300	1,298	1,269	1,221	1,229
確保量(人)		1,300	1,298	1,269	1,221	1,229
高学年の利用人数	基準値 平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人)	93	507	500	508	513	511
確保量(人)		183	272	374	513	511



児童クラブの様子

基本方針3 地域社会における子育て支援

- 基本施策
- (1) 子育て支援サービスの充実
 - (2) 子育て支援ネットワークの構築
 - (3) 子育てしやすい社会環境の整備

本市では、「地域子育て支援拠点事業」として、市内16か所で子育て家庭の交流の場を提供しています。交流の場では子育てについての相談もできるようになっており、子育て家庭の孤立感や不安に対応できる体制が整っています。こうした体制に加え、「子育て援助活動支援事業」、「子育て短期入所生活支援事業」についても事業を継続し、身近な地域社会における子育て支援サービスの充実を図ります。

さらに、「利用者支援事業」を新たに実施し、利用者一人ひとりに合った子育て支援サービスを提案する取り組みを進めます。

また、子育て支援ネットワークを構築するため、家庭・地域・学校など、子どもの生活の場が連携して行う事業を推進し、子どもが地域コミュニティの中で安心・安全に育まれるような環境を目指します。



子育て支援拠点施設「あんぱ〜く」



スクールガードの様子

重点項目 9

3-(1)-44 新規 利用者支援事業の推進

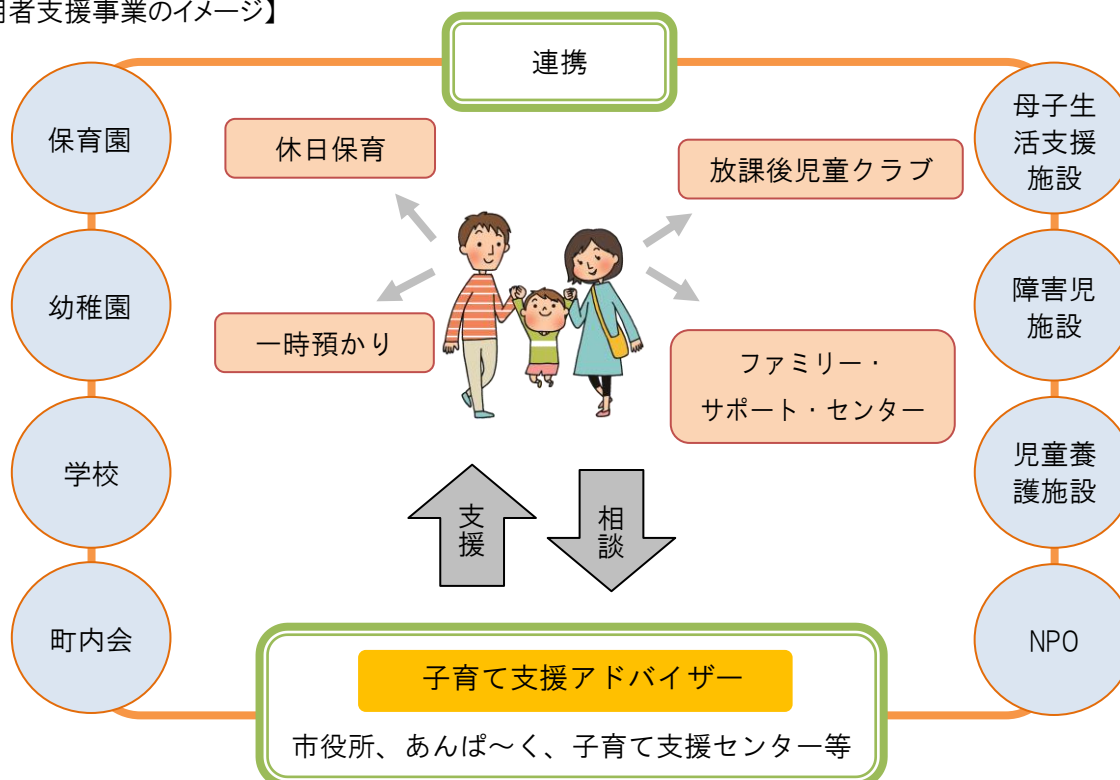
「利用者支援事業」は、一人ひとりに合った子育て支援サービスの提案を行う事業です。本市には様々な子育て支援サービスがあり、「自分はどんなサービスを利用できるか知りたい」、「利用したいサービスの申し込み方法がよく分からない」、「一か所に相談すれば何でも分かる場所がほしい」という声が聞かれます。

そこで、子育て支援アドバイザーを設置し、「あんぱ〜く」や他の交流の場において、利用者一人ひとりに合った子育て支援サービスを提案する取り組みを進めます。

また、地域の子育て中の親子が集まる場において、子ども・子育て支援新制度や保育園の入園についての説明会を行うなど、身近な地域でも子育て支援に関する情報を提供します。

番号	具体的施策						担当課
44	新規 利用者支援事業の推進						子育て支援課
子育て支援アドバイザーによる説明会の回数	基準値 平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
量の見込み(回)	未実施	8	8	8	8	8	
確保量(回)		8	8	8	8	8	

【利用者支援事業のイメージ】



重点項目 10

3- (1) - 45 地域子育て支援拠点事業の充実

「地域子育て支援拠点事業」は、身近な地域に子育て中の親子が集う場所を提供し、交流や相談、情報提供や講習会を行う事業で、現在、子育て支援センター（5か所）とつどいの広場（3か所）で実施しています。また児童センター（8か所）においても、子育て中の親子が集う場を提供しています。

平成28年度には、明祥中学校区内に（仮称）明祥児童センターの開設、平成29年度には図書情報館内につどいの広場の開設を予定しており、より身近な場所で利用できるよう、施設整備を進めます。

番号	具体的施策			担当課		
45	地域子育て支援拠点事業の充実			子育て支援課		
0～2歳の 利用延べ人数	基準値 平成25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み(人)	108,667	125,592	119,892	117,288	115,236	113,616
確保量(人)		125,592	119,892	117,288	115,236	113,616
実施か所数 (か所)	16	16	17	18	18	18



子育て支援センター「赤ちゃん広場」「イクメン広場」の様子

重点項目 1 1

3- (1) - 46 ファミリー・サポート・センター事業の推進

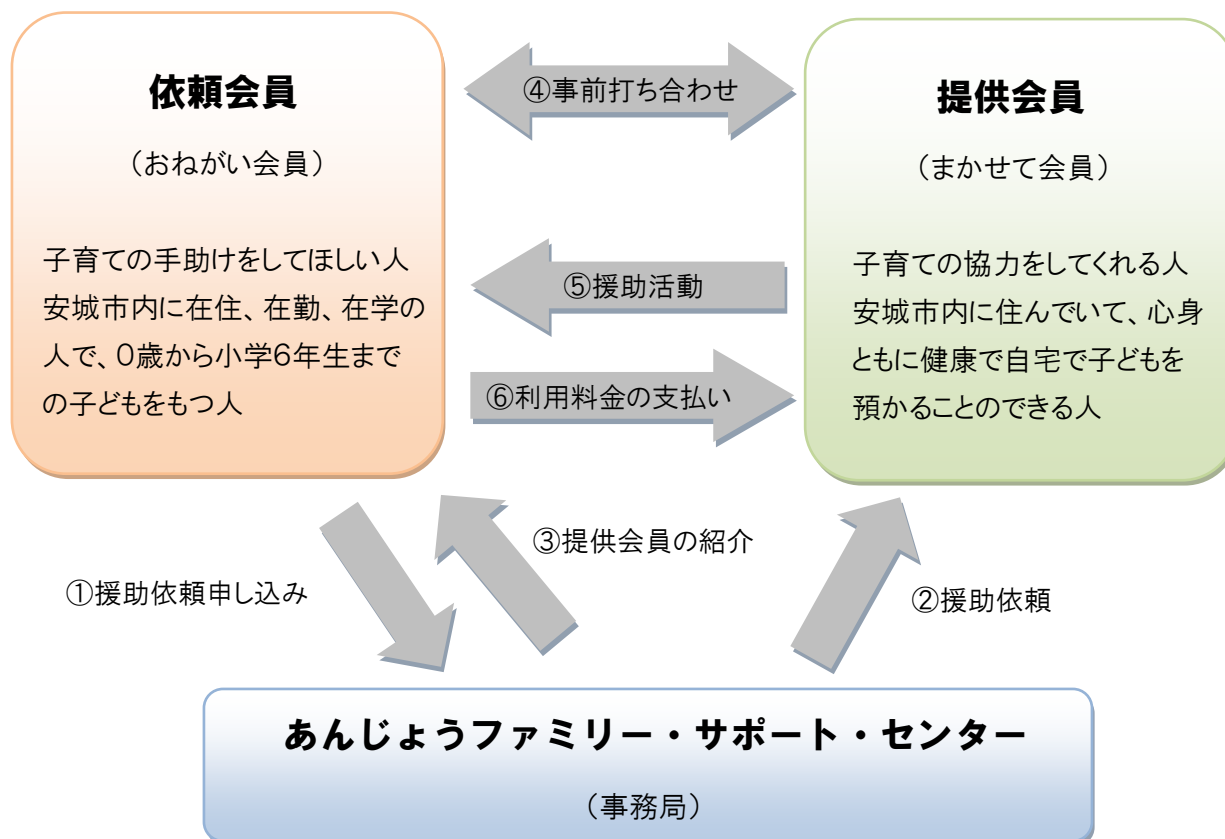
「ファミリー・サポート・センター事業」は、育児の援助をする人と援助してもらいたい人が会員になり、お互いに助け合う会員組織の事業です。

平成25年度の会員数は724人（依頼会員615人、提供会員60人、両方会員49人）となっており、援助依頼申し込みに対してほぼ供給体制が整っています。

今後も提供会員の確保に努め、利用しやすい体制を確保します。

番号	具体的施策			担当課		
46	ファミリー・サポート・センター事業の推進			子育て支援課		
小学生の利用延べ人数	基準値 平成25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み(人)	1,288	1,372	1,373	1,383	1,383	1,407
確保量(人)		1,372	1,373	1,383	1,383	1,407

【ファミリー・サポート・センター事業の仕組み】



重点項目 1 2

3- (1) - 4 7 子育て短期入所生活支援事業（ショートステイ）の充実

「子育て短期入所生活支援事業（ショートステイ）」は、保護者の疾病等により、家庭において児童の養育が困難になったときに、児童養護施設等で一時的に養育する事業です。

現在、市内1か所、市外2か所（岡崎市、豊橋市）で実施していますが、2歳未満児の利用可能な施設は、豊橋市の施設のみとなっているため、今後は利用可能な施設を拡大し、身近な地域で利用できるようにします。

番号	具体的施策					担当課	
47	子育て短期入所生活支援事業(ショートステイ)の充実					子育て支援課	
0～5歳の利用延べ人数	基準値 平成25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
量の見込み(人)	6	10	10	10	10	10	
確保量(人)		10	10	10	10	10	



重点項目 1 3

3- (2) - 56 地域ぐるみの親子ふれあい活動の充実

地域ぐるみの親子ふれあい活動は、子どもと保護者の地域への参加促進と地域の教育力の向上を図るための活動です。地域の子ども会等が中心となり、現在、16の小学校区において、「ニュースポーツ」や「工作」など、様々な内容の活動を実施しています。

今後も家庭・地域・学校など、子どもの生活の場が連携して行う活動を推進し、全21の小学校区で活動を実施できるように支援制度^{※1}の周知を図ります。

※1 地域ぐるみ親子ふれあい推進事業補助金制度

番号	具体的施策			担当課		
56	地域ぐるみの親子ふれあい活動の充実			生涯学習課		
成果指標	基準値 平成25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
親子ふれあい活動実施 小学校区(区)	16	18	19	20	21	21

【親子ふれあい活動の実施状況^{※2}】

No.	小学校区	場 所	参 加 人 数			内 容
			大人	子ども	計	
1	中 部	水のかんきょう学習館	70	63	133	明治用水の勉強会
2	南 部	安祥児童センター	52	80	132	子どもと親のミニゲーム
3	西 部	西部小	133	278	411	親子ドッジボール大会
4	東 部	東部小	111	98	209	フットベースボール大会
5	北 部	北部小	100	270	370	親子ふれあいもちつき大会
6	高 棚	デンパーク	229	234	463	謎解きラリー
7	明 和	明和小	120	100	220	竹細工、ニュースポーツ
8	志 貴	志貴小	70	81	151	ニュースポーツ
9	桜 井	桜井駅前広場	500	500	1,000	親子盆踊り
10	作 野	作野小	73	184	257	映画鑑賞会
11	祥 南	祥南小	60	50	110	竹細工
12	丈 山	丈山小	80	180	260	ニュースポーツ
13	里 町	里町小	50	65	115	ニュースポーツ
14	桜 町	桜町小	33	170	203	工作、ニュースポーツ
15	桜 林	桜井駅前広場	500	500	1,000	親子盆踊り
16	梨 の 里	梨の里小	137	210	347	マジックショー

※2 平成25年度に支援制度を利用して実施した活動を掲載しています。

重点項目 1 4

3- (3) - 67 **新規** 女性の再就職支援事業の推進

育児を機に退職する女性は多く、一度仕事を離れてしまうとなかなか再就職に踏み切れない現状にあります。愛知県では、そうした女性を幅広く支援するため、「あいち子育て女性再就職サポートセンター」を開設し、再就職やキャリアアップ、起業等に対する相談・カウンセリングを実施するとともに、再就職にあたっての不安感を取り除き、自己理解を深めるワークショップ、働く感覚と自信を取り戻すための職場実習を実施しています。

本市では、こうした愛知県の取り組みと連携してフォーラムやセミナーの開催、再就職先の情報提供を行うとともに、市内の中小企業の取り組みへの支援等を検討し、女性の再就職支援を推進します。

番号	具体的施策			担当課		
67	新規 女性の再就職支援事業の推進			商工課		
成果指標	基準値 平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
女性の再就職支援 セミナー開講数(回)	未実施	1	1	1	1	1



基本方針4 安心・安全な妊娠・出産・育児のための保健対策

- 基本施策
- (1) 安心・安全な妊娠・出産への支援
 - (2) 子どもの健康増進
 - (3) 小児医療の充実

本市では現在、「第2次健康日本21安城計画」に基づき「妊婦健康診査事業」、「乳児家庭全戸訪問事業」等を実施しています。

また、市独自の制度として、平成26年4月から「子ども医療費助成制度」の対象年齢を高校生世代まで拡大し、中学生までの入院・通院医療費と高校生世代の入院医療費の助成をしています。

今後も、これらの事業を計画的に推進し、妊娠・出産・育児にかかる負担軽減や健康管理につなげ、妊娠期からの保健対策の充実を図ります。



安城市保健センター「母子健康手帳交付」「赤ちゃんサロン」の様子

重点項目 15

4-（1）-77 妊婦健康診査事業

「妊婦健康診査事業」では、妊娠を届け出た人に、妊娠・出産・育児までの一貫した健康状態等を記録する母子健康手帳と、妊婦健康診査の受診票を交付します。早期（11週まで）に妊娠の届出を行うと、妊婦健康診査費用の負担軽減や健康管理につながるため、早期に届出を行うように継続して周知を図ります。また、妊娠中から不安や悩みのある人を早期に把握し、妊娠期からの切れ目ない支援につなげます。

番号	具体的施策					担当課	
77	妊婦健康診査事業					健康推進課	
妊娠 11 週までの届出率 (11 週までの届出人数 ÷ 全届出数)	基準値 平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
量の見込み(%)	95.1	95	95	95	95	95	
確保量(%)		95	95	95	95	95	

重点項目 16

4-（2）-80 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」では、生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全家庭を訪問し、育児不安の軽減と育児の孤立化を防ぎ、支援が必要な家庭に対し、養育支援訪問等のサービスにつなげます。

現在は99.5%と高い実施率となっていますが、今後も高い訪問率を維持するため、不在家庭に電話連絡や訪問するなど、状況把握に努めます。

番号	具体的施策					担当課	
80	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)					健康推進課	
訪問率 (訪問数 ÷ 出生数)	基準値 平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
量の見込み(%)	99.5	100	100	100	100	100	
確保量(%)		100	100	100	100	100	

基本方針5 支援を必要とする子どもや保護者への対策

- 基本施策
- (1) 子どもが安全に育つ体制の整備
 - (2) ひとり親家庭の自立支援の推進
 - (3) 障害児施策の充実

本市では、支援が必要な子どもや保護者への対策として「養育支援訪問事業」を実施しています。今後も事業を継続し、支援を行うことで、養育に関する問題の早期発見や解決に向けた体制づくりを進めます。

また、近年増加傾向にあるひとり親家庭への対策として、安城市遺児手当等の経済的な支援に加え、就労活動の支援を行い、ひとり親家庭の自立支援を推進します。

障害児施策については、「安城市障害者福祉計画」と整合を図り、サービスの充実に努めます。特に、発達障害等の療育支援が必要な子どもの支援として、これまで別々の施設で実施していた相談・発達支援・療育・通園の部門を集約した「(仮称)子ども発達支援センター」を整備します。

重点項目17

5-(1)-92 養育支援訪問事業の推進

「養育支援訪問事業」は子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な理由により養育支援が必要な家庭に対し、個々の家庭の抱える養育上の問題の解決や軽減を図る事業です。

妊娠期から支援が必要となる家庭を把握し、乳幼児期における養育支援につなげます。今後はサービスの提供内容や期間を見直し、事業の充実を図ります。

番号	具体的施策			担当課		
92	養育支援訪問事業の推進			子育て支援課		
利用実人数	基準値 平成25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み(人)	25	29	31	33	35	37
確保量(人)		29	31	33	35	37

重点項目 18

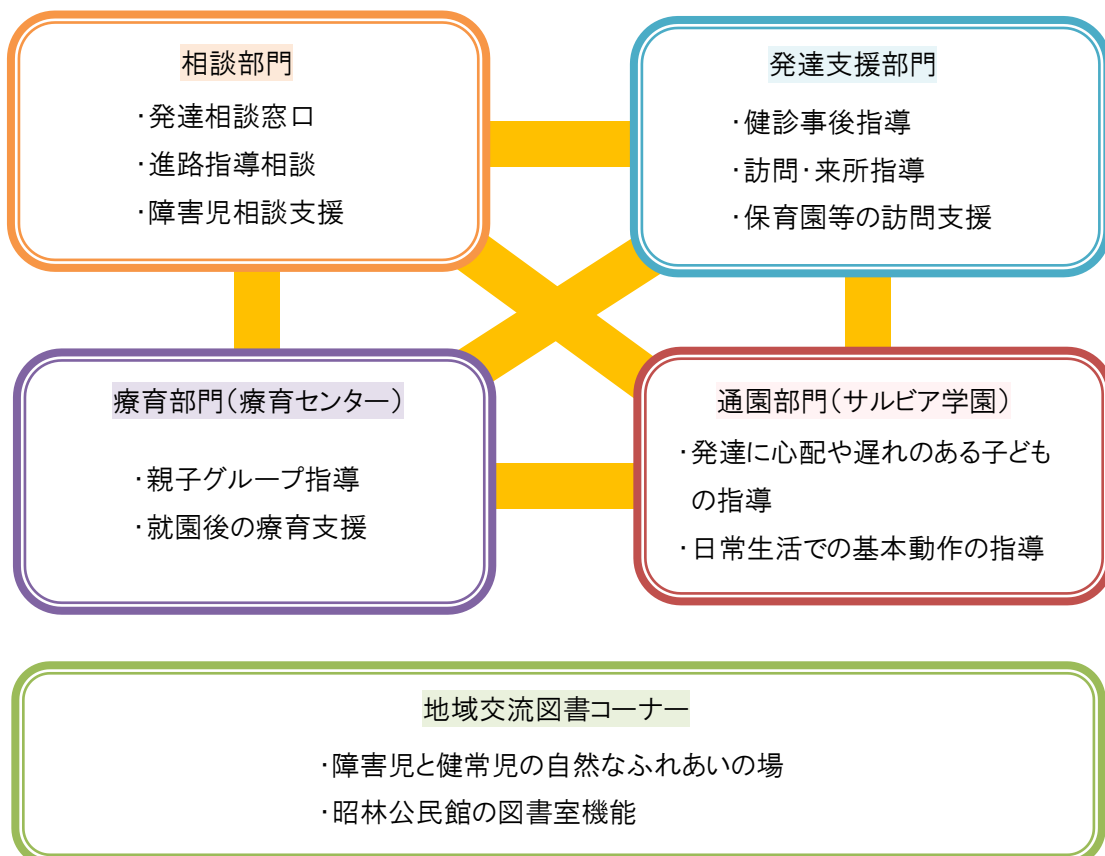
5-(3)-102 新規(仮称)子ども発達支援センターの整備

近年、発達に心配や遅れのある子どもの相談が増えており、今後も増加する傾向にあります。18歳までの子どもの発達支援は、重要な課題の一つです。

このため、支援を必要とする児童の増加や相談機能の充実等に対応するため、療育センター（総合福祉センター内）、サルビア学園（児童発達支援センター）、保健センター、教育センターで行っている相談・発達支援・療育・通園部門を集約して、さらに機能を高めた「(仮称)子ども発達支援センター」の整備を推進します。

番号	具体的施策						担当課
102	新規(仮称)子ども発達支援センターの整備						子育て支援課・子ども課
成果指標	基準値 平成25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
(仮称)子ども発達支援センターの整備状況	未整備	基本設計	実施設計	改修工事	開設	-	

【(仮称)子ども発達支援センターのイメージ】



第5章 施策の内容

【ページの見方】

第5章は、見開きで一つの表になっています。

左ページ

No.	重点項目	新規事業	具体的施策	具体的施策の概要
1	★		通常教育・保育事業の推進	受入体制の整備

重点項目のうち、国の必須記載項目には「★」、新規事業には「◎」がついています。

2) 教育・保育環境の質の向上

No.	重点項目	新規事業	具体的施策	具体的施策の概要
6		◎	保育者の研修制度の充実	保育者の資質向上に向けた研修内容の充実



「サルビー」は、本市のマスコットキャラクターです。本計画の重点項目のうち、安城市独自の推進事業に「サルビー」のマークがついています。

右ページ

本計画以外の計画とも連携して取り組んでいる施策については、その根拠計画を記載しています。


基準値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 31 年度)	事業・施策の 根拠計画名	主担当課
3 月末 6,832 人在籍	定員数 6,633 人		子ども課

基準値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 31 年度)	事業・施策の 根拠計画名	主担当課
年間研修回数 5 回 (新規掲載事業)	年間研修回数 8 回		子ども課


施策に取り組む主な担当課を記しています。複数の課が連携して取り組む場合もあります。

基本方針1 乳幼児期の教育・保育環境の充実

(1) 教育・保育環境の量の確保

No.	重点項目	新規事業	具体的施策	具体的施策の概要
1	★		通常教育・保育事業の推進	受入体制の整備
2			幼稚園・保育園の施設整備	施設の老朽化に伴う改修など、保育環境の向上を図るための整備
3			認可外保育施設への支援	待機児童が発生したとき、認可外保育施設の運営に関する費用の支援をする事業
4			施設費補助事業の充実	認可外保育施設や民間児童クラブ等の施設整備に関する費用の補助
5			就園奨励費補助金の交付	私立幼稚園に就園する満3～5歳児の保護者に就園奨励費補助金を交付

(2) 教育・保育環境の質の向上

No.	重点項目	新規事業	具体的施策	具体的施策の概要
6		◎	保育者の研修制度の充実	保育者の資質向上に向けた研修内容の充実
7			保育サービス評価事業の推進	保育サービスの質について、第三者機関が専門的、客観的立場から評価する事業
8			幼稚園・保育園地域活動事業	幼稚園・保育園の有する専門機能を活用した地域での世代間交流や異年齢児交流等の事業
9			安全教育などの推進	幼稚園・保育園の周辺の点検や危機管理マニュアルの見直しと警察等との協力による防犯教室の開催

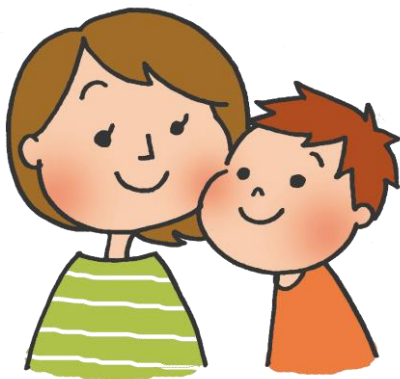
基準値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 31 年度)	事業・施策の 根拠計画名	主担当課
3 月末 6,832 人在籍	定員数 6,633 人		子ども課
1 園	2 園		子育て支援課
0 か所 (待機児童がないため)	支援を継続		子ども課
9 か所	事業を継続		社会福祉協議会
受給者数 2,307 人 対象幼稚園 33 園 (市内 9 園、市外 24 園)	基準値の水準を維持		子ども課

基準値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 31 年度)	事業・施策の 根拠計画名	主担当課
年間研修回数 5 回 (新規掲載事業)	年間研修回数 8 回		子ども課
公立保育園 3 園 (さくら保育園、新田保育園、 赤松保育園)	未実施園について順次実施		子ども課
公立幼稚園 4 園 公立保育園 21 園で実施	基準値の水準を維持		子ども課
危機管理マニュアルを作成す るとともに、不審者対応訓練を 年 1 回以上実施	基準値の水準を維持		子ども課

基本方針 1 乳幼児期の教育・保育環境の充実

(3) 保育サービスの充実

No.	重点項目	新規事業	具体的施策	具体的施策の概要
10	★		一時預かり事業の充実	保護者の就労、疾病、冠婚葬祭や介護等の理由により、児童の保育が一時的に困難になったときに預かる事業
11	★		時間外保育事業の充実	保育園で就労等により長時間の保育を必要とする保護者のために1日11時間以上の保育を行う事業
12	★		病児・病後児保育事業の充実	病気または病気の回復期にあり、集団での保育が困難な生後6か月から小学校3年生までの児童が、保護者の就労等の理由により、家庭で保育を受けられない場合に限り、連続7日間を限度に預かる事業
13			休日保育事業	日曜日及び祝日に仕事をしている保護者の児童を保育するため、保育園を開園する事業
14			夜間帯保育事業	夜間に仕事をしている保護者の児童を、保育園で夜間(22時)まで保育する事業



基準値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 31 年度)	事業・施策の 根拠計画名	主担当課
利用延べ人数 55,193 人	利用延べ人数 58,333 人		子ども課
利用人数 551 人	利用人数 615 人		子ども課
利用延べ人数 182 人	利用延べ人数 204 人		子ども課
2 園(南部保育園、二本木保 育園)で実施 定員各 100 人	基準値の水準を維持		子ども課
1 園(よさみ保育園)	1 園		子ども課

基本方針2 学童期からの「生きる力」を育む環境整備

(1) 学校教育等の充実

No.	重点項目	新規事業	具体的施策	具体的施策の概要
15			幼稚園・保育園と小中学校の連携	幼稚園・保育園から小中学校までの連携を強めるための総合的なカリキュラムの整備に向けた研究
16			職場体験	中学校期における様々な職場での体験活動を推進することにより「職業」や「仕事」への理解を深める
17			ボランティア体験学習の充実	中学生を対象とした幼稚園、保育園、各種施設及び地域行事等でのボランティア体験 中高生が体験学習として高齢者や障害者等の施設でボランティア活動を経験
18			清掃処理施設の見学会の開催	小学校4年生を対象とした清掃処理施設(リサイクルプラザ・環境クリーンセンター)の見学会の開催
19			野外センターにおける自然教室の開催	小中学生を対象とした野外センターにおける自然教室の開催
20			総合学習の活性化	小中学校の活性化を図るため外部人材(スクールボランティア、ゲストティーチャー、地域の人材・外国人)の積極的な活用
21			環境アドバイザーの活用	小中学校の総合学習における環境アドバイザーの活用
22			国際交流事業の推進	中学生の国際的視野を広げるため、姉妹都市(米国ハンチントンビーチ市、豪州ホブソンズベイ市)への派遣や受入
23			通訳活用事業	外国籍児童を対象とした学校生活全般のポルトガル語やタガログ語の通訳によるサポート
24			外国語指導助手(ALT)の活用	外国語指導助手(ALT)の小中学校への派遣
25			教育講演会の開催	一般市民や教職員を対象とした子育て支援、特別支援教育、不登校への支援等の講演会の開催
26			奨学金の支給	能力があるにもかかわらず、経済的理由により高等学校の就学が困難な生徒に対する奨学金の支給
27			私立高等学校など授業料の補助	私立高等学校等に在籍する生徒の保護者に対する授業料の補助
28			学校評価の推進	青少年健全育成会等を活用した学校評価
29			学校の施設整備	小中学校の施設整備

基準値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 31 年度)	事業・施策の 根拠計画名	主担当課
未実施 (指標変更事業)	連携のためのカリキュラム作成 研究会の開催回数 3 回		学校教育課 子ども課
中学校 8 校	基準値の水準を維持		学校教育課
中学校 8 校	基準値の水準を維持		学校教育課
中高生 133 人	事業を継続		社会福祉協議会
小学校 21 校(4 年生)	基準値の水準を維持	安城市一般廃棄物 処理実施計画	ごみゼロ推進課
小学校 21 校(3 泊 4 日) 中学校 8 校(4 泊 5 日)	基準値の水準を維持		学校教育課
全小中学校で実施	基準値の水準を維持		学校教育課
87 回	事業を継続	安城市環境基本 計画	環境首都推進課
派遣 8 人	事業を継続		市民協働課
通訳者数 6 人 (うちタガログ語通訳 2 人)	基準値の水準を維持		学校教育課
全小中学校で実施	基準値の水準を維持		学校教育課
1 回	基準値の水準を維持		学校教育課
申請者 58 人 受給者 48 人 否認者 10 人	基準値の水準を維持		教委総務課
申請者 1,046 人 受給者 1,026 人	基準値の水準を維持		教委総務課
小中学校で実施	基準値の水準を維持		学校教育課
小学校(校舎中規模改修 1 校、トイレ改修 4 校) 中学校(校舎トイレ改修 1 校、 太陽光発電設備設置 5 校)	施設整備を継続		教委総務課

基本方針2 学童期からの「生きる力」を育む環境整備

(2) 放課後等の環境整備

No.	重点項目	新規事業	具体的施策	具体的施策の概要
30	★		放課後児童健全育成事業(児童クラブ)の推進	昼間保護者が就労等で家庭にいない小学生に、遊びや生活する場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的とした事業
31			民間児童クラブへの支援	民間児童クラブの運営に関する費用の補助
32			放課後子ども教室推進事業	子どもたちの放課後の安全・安心な居場所を確保するとともに、地域住民の参画を得て、子どもたちとともに交流活動等の取り組みをすることにより地域の教育力の向上を図る事業 国が策定した「放課後子ども総合プラン」に基づく事業の推進※
33			ジュニアスポーツ活動の支援	体育協会加盟の競技団体が行う、ジュニアの競技力の向上を目的とした指導会や競技会の開催支援をする事業
34			赤ちゃん出会い・ふれあい交流事業の推進	小中学生を対象とした赤ちゃん講座を開催し、乳幼児への理解を深めるとともに、小中学生と乳幼児がふれあう事業
35			農業体験事業	子どもを対象とした農業体験事業の実施
36			歴史博物館での各種講座の開催	子どもを対象とした博物館体験講座や市民ギャラリー美術講座、埋蔵文化財講座の開催

※ 放課後子ども総合プランの推進

本市では、国が策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、全ての小学生が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後児童健全育成事業(児童クラブ)」と「放課後子ども教室」の計画的な整備を推進します。

整備にあたっては、学校の特別教室等を含めた施設の活用方法を検討するなど、教育委員会や関連部局と連携して進めます。

また、「児童クラブ」と「放課後子ども教室」の両方が設置される小学校では、双方の指導員が連携し、共通のプログラムに参加できる体制を整備します。

基準値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 31 年度)	事業・施策の 根拠計画名	主担当課
1～3 年生 1,162 人 4～6 年生 93 人	1～3 年生 1,229 人 4～6 年生 511 人		子育て支援課
民間児童クラブの家賃補助 5 か所	基準値の水準を維持		子育て支援課
小学校 3 校 (梨の里小学校、桜井小学 校、今池小学校)	児童クラブ拡充の状況を勘案 しながら全校での実施を研究 する。	放課後子ども総合 プラン	生涯学習課
4,577 人 (うちスポーツ少年団 623 人)	4,800 人	安城市スポーツ 振興計画	スポーツ課
児童センター 8 か所	基準値の水準を維持		子育て支援課
農業体験 40 回	事業を継続	安城市食料・農 業・交流基本計画	農務課
博物館体験講座 821 人 市民ギャラリー-美術講座 70 人 埋蔵文化財講座 4 回	開催を継続		文化振興課



基本方針2 学童期からの「生きる力」を育む環境整備

(3) 青少年の健全育成

No.	重点項目	新規事業	具体的施策	具体的施策の概要
37			青少年の家における自主活動の支援	ユースカレッジなど、青少年の家を拠点とした自主的な活動の支援
38			青少年相談事業の充実	家庭相談員と関係機関との連携の強化
				<ul style="list-style-type: none"> ・来所による定期的な個別の面接相談の実施 ・電話による相談の実施 ・学校相談員を活用した学校との情報交換
				適応指導教室「ふれあい学級」における支援事業
				不登校児童や生徒の家庭への指導員の定期的な訪問
			スクールカウンセラーの活用(小中学校)	
39			有害図書立入調査の実施	自動販売機、コンビニエンスストア等の立入調査
40			地域ぐるみ青少年健全育成活動	青少年健全育成会や育成協議会、育成連絡協議会による活動
41			青少年環境浄化活動	ポイボックスの設置による有害図書類の追放
42			健全育成に関する啓発	青少年の健全育成に関する啓発紙の配布
43			街頭指導活動	街頭指導活動等による問題行動の早期発見及び未然防止。また青少年街頭指導委員に対して研修会を行う

基準値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 31 年度)	事業・施策の 根拠計画名	主担当課
68 団体 59,320 人	基準値の水準を維持	第 2 次安城市生涯 学習推進計画	生涯学習課
2 人	基準値の水準を維持		学校教育課
・家庭相談員 6 人 臨床心理相談員 5 人 ・相談員数 1 人 電話専任 1 人 ・家庭相談員数 4 人	基準値の水準を維持		学校教育課
家庭相談員 4 人 ふれあい学級指導補助員 1 人	基準値の水準を維持		学校教育課
ふれあい学級指導補助員 1 人	基準値の水準を維持		学校教育課
13 人	基準値の水準を維持		学校教育課
安城市内の調査を実施	活動を継続		生涯学習課
各学区青少年健全育成会 等で活動	活動を継続		生涯学習課
青少年の家東側に設置	基準値の水準を維持		生涯学習課
3 月に全戸配布	施策を継続		生涯学習課
各学区の青少年街頭指導委 員により実施	活動を継続		生涯学習課

基本方針3 地域社会における子育て支援

(1) 子育て支援サービスの充実

No.	重点項目	新規事業	具体的施策	具体的施策の概要
44	★	◎	利用者支援事業の推進	子育て支援アドバイザーを設置し、一人ひとりに合った子育て支援サービスの提案を行う事業
45	★		地域子育て支援拠点事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センター事業 子育て家庭を対象とした育児相談や子育てサークルの支援等を地域ごとに行う事業 ・つどいの広場事業 子育て中の親子が気軽に集い、スタッフや他の母親たちと相談・交流することで、安心して子育てできる場所を提供する事業 ・にこにこランド事業 児童センターにおいて子育て中の親子が気軽に相談、交流ができる場を提供する事業
46	★		ファミリー・サポート・センター事業の推進	育児の援助をする人と援助してもらいたい人が会員になり、お互いに助け合う会員組織の事業
47	★		子育て短期入所生活支援事業(ショートステイ)の充実	保護者の疾病等の理由により、家庭において児童の養育が困難になったときに児童養護施設等で一時的に養育する事業
48			児童センター運営の推進	児童に健全な遊びの場を与えることにより、体力を増進し情操を豊かにする事業
49			移動児童館事業	町内会事務所・公民館等を利用し、専門スタッフが出向いて地域の人々との交流を図りながら遊びの場を提供する事業
50			園開放	幼稚園・保育園の園の開放による入園児童と地域児童との交流事業
51			親子で参加できる講座の開催	親子で参加できる各種体験講座の開催

基準値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 31 年度)	事業・施策の 根拠計画名	主担当課
未実施	子育て支援アドバイザーによる 出張保育説明会 8 回		子育て支援課
計 16 か所 利用延べ人数 108,667 人	計 18 か所 利用延べ人数 113,616 人		子育て支援課
利用延べ人数 1,288 人	利用延べ人数 1,407 人		子育て支援課
利用延べ人数 6 人	利用延べ人数 10 人		子育て支援課
児童センター 8 か所 (うち社会福祉協議会運営 3 か所)	実施か所数 9 か所		子育て支援課
移動児童館 3 か所 参加人数 (乳幼児 1,782 人、保護者 1,344 人、小学 生 79 人)	基準値の水準を維持		子育て支援課
公立幼稚園 4 園 保育園 32 園で実施	基準値の水準を維持		子ども課
36 講座 1,072 人	事業を継続	第 2 次安城市生涯 学習推進計画	生涯学習課


基本方針3 地域社会における子育て支援

No.	重点項目	新規事業	具体的施策	具体的施策の概要
52			託児つき講座の開催	就学前の子どもを持つ親が参加しやすいような託児つきの講座の開催
				講座「子どもとえほんを楽しもう」(全3回)の開催
				託児つき講座の開催
				公民館講座・市民企画講座等で託児つき講座の開催
				託児つき手話講座の開催
53			子育て・家庭教育に関する学習機会の提供	公民館等における学校等と連携した子育て支援や家庭教育に関する講座や教室の開催
54			子育て支援総合ガイドブックの配布	子育て支援情報を総合的にまとめた「楽しく子育て」や「子育てサークルマップ」を作成し子育て支援センター、児童センター、公民館、子育て支援課窓口で配布
55			子育てに関する相談	幼稚園・保育園における子育て相談、情報の提供
				子育てに関する悩み等の相談の実施
				乳幼児とその親を対象とした電話や面談による育児相談

基準値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 31 年度)	事業・施策の 根拠計画名	主担当課
4 回	事業を継続	第 3 次安城市男女 共同参画プラン	市民協働課
延べ 4 回(延べ 17 人)	事業を継続	安城市子ども読書 活動推進計画	中央図書館
子育て支援センター12 回 利用人数 593 人	事業を継続		子育て支援課
公民館講座・市民企画講座 等にて託児つき講座 24 回	事業を継続	第 2 次安城市生涯 学習推進計画	生涯学習課
手話基礎講座 23 回	事業を継続		社会福祉協議会
各地区公民館で乳幼児学級 または家庭教育学級を開催 計 10 クラス	事業を継続	第 2 次安城市生涯 学習推進計画	生涯学習課
5,000 部	基準値の水準を維持		子育て支援課
全幼稚園・保育園で実施	基準値の水準を維持		子ども課
総合福祉センターで第 2・4 土曜日に実施	事業を継続	第 3 次安城市地域 福祉計画	社会福祉協議会
保健センターで常時実施	事業を継続	第 3 次安城市地域 福祉計画	健康推進課

基本方針3 地域社会における子育て支援

(2) 子育て支援ネットワークの構築

No.	重点項目	新規事業	具体的施策	具体的施策の概要
56			地域ぐるみの親子ふれあい活動の充実	各小学校区において、子ども会等が中心となって行う親子ふれあい活動を支援する
57			高齢者と子どもの交流イベントの開催	老人クラブ等との連携による世代間交流事業
58			スクールガード事業	児童生徒が事件や事故に巻き込まれることなく安全・安心な学校生活を送れるように、地域と連携した安全管理体制を整備する
59			パトロール活動の推進	地域と関係機関が連携したパトロール活動の実施
				単位老人クラブを母体とした散歩途中における公園や街路にいる子どもたちへの声かけ
				週末における都市公園のガードマンによる巡回
60			犯罪・被害情報の提供	子どもを犯罪の被害から守るための情報提供
61			「こども110番の家」の推進	子どもを犯罪や危険から守るための「こども110番の家」の設置
62			地域子ども見守り活動の支援	町内福祉委員会活動の中で、長期休暇(夏休み等)における児童の見守り活動の支援
63			子育て支援ネットワーク会議の開催	地域において子育て支援を行っている子育てサークル及びボランティアグループ、関係機関等との情報交換
64			地域のおじさん・おばさん運動	地域の子どもは地域で守り育てる運動
65			安城市小中学校ふれあいネット事業の充実	学校と家庭や地域の連携のもとに、児童や生徒に関わる今日的な問題に対する活動(講演会や研修会等)の実施
66			安城市小中学校PTA連絡協議会への支援	活動への補助及び行事への協力

基準値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 31 年度)	事業・施策の 根拠計画名	主担当課
活動実施小学校区 16 区	活動実施小学校区 21 区		生涯学習課
102 クラブ (市内全老人クラブ)	事業を継続		社会福祉課
全小学校で実施	基準値の水準を維持		学校教育課
91 団体、65 町内会 19 小学校、7 中学校	基準値の水準を維持		市民安全課
66 団体	基準値の水準を維持		社会福祉課 市民安全課
79 か所	基準値の水準を維持		公園緑地課
犯罪統計町内会回覧 12 回 声かけ事案 0 回 安全・安心情報メール 84 回	基準値の水準を維持		市民安全課
21 小学校区に「こども 110 番 の家」を 1,018 か所設置	基準値の水準を維持		生涯学習課
実施か所数 町内福祉委員 会 8 か所	支援を継続	第 3 次安城市地域 福祉計画	社会福祉協議会
開催回数 2 回	基準値の水準を維持		子育て支援課
21 校 1,083 人	活動を継続		生涯学習課
開催回数 3 回	基準値の水準を維持		学校教育課
1 回	支援を継続		生涯学習課

基本方針3 地域社会における子育て支援

(3) 子育てしやすい社会環境の整備

No.	重点項目	新規事業	具体的施策	具体的施策の概要
67		◎	女性の再就職支援事業の推進	女性のための「再就職支援セミナー」の開催と、女性の再就職に対する中小企業への支援
68			就業のための講習会の開催協力	社会生活における各分野での能力発揮を図る講習会の開催に協力し、広報等により周知
69			新就職者研修講座の開催協力	学校を卒業し、社会に出たときに必要な様々な知識が学べる講座の開催に協力し、広報等により周知
70			創業支援体制の整備協力	起業者育成研修の開催に協力し、広報等により周知
71			男女が働きやすい環境づくりセミナーの開催協力	社会一般の認識や理解を深めるとともに、職業人としての自己啓発を図るセミナーの開催に協力し、広報等により周知
72			仕事と家庭の両立を考えるセミナーの開催協力	育児・介護休業法の趣旨や内容についての啓発を図るセミナーの開催に協力し、広報等により周知
73			仕事と子育ての両立のための広報や啓発、情報提供	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等の周知
74			JAあいち中央結婚情報センターとの連携	男女の出会いや交流の場の創造支援
75			公園等の整備や管理	児童遊園等の管理
				公園と緑地の整備
76			多目的トイレ・おむつ交換台、授乳室の設置	愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づく整備

基準値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 31 年度)	事業・施策の 根拠計画名	主担当課
未実施	1回 セミナーの開催		商工課
7回	基準値の水準を維持		商工課
3回	基準値の水準を維持		商工課
1回	協力の継続		商工課
2回 市広報、ホームページの掲 載またはチラシ等の配布	基準値の水準を維持		商工課
チラシの配布を1回	基準値の水準を維持		商工課
チラシ等の配布を6回	基準値の水準を維持		商工課
結婚成立件数2件	支援を継続		農務課
町内会要望を基に遊具・施 設等の更新修繕を実施	管理を継続		子育て支援課
桜井南公園、桜井駅前公 園、柳原公園を整備	整備を継続		公園緑地課
ゆたか保育園、安城西部小 学校、桜井南公園、弥厚公 園に多目的トイレを1か所ず つ整備	整備を継続		建築課

基本方針4 安心・安全な妊娠・出産・育児のための保健対策

(1) 安心・安全な妊娠・出産への支援

No.	重点項目	新規事業	具体的施策	具体的施策の概要
77	★		妊婦健康診査事業	妊婦を対象とした医療機関等における健康診査費用の助成
78			母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児までの一貫した健康状態等を記録する母子健康手帳の交付
79			妊産婦指導	妊産婦の指導を行う事業

(2) 子どもの健康増進

No.	重点項目	新規事業	具体的施策	具体的施策の概要
80	★		乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全家庭を訪問し、乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握、子育てに関する情報の提供、養育の相談に応じ、助言その他援助を行う
81			乳幼児健康診査	乳児を対象とした医療機関における健康診査
				4か月児の健康診査
				1歳6か月児の健康診査
				3歳児の健康診査

基準値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 31 年度)	事業・施策の 根拠計画名	主担当課
95.1%	95%	第 2 次健康日本 21 安城計画	健康推進課
2,158 件	事業を継続	第 2 次健康日本 21 安城計画	健康推進課
2,168 件	事業を継続	第 2 次健康日本 21 安城計画	健康推進課

基準値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 31 年度)	事業・施策の 根拠計画名	主担当課
99.5% 訪問対象家庭数 1,915 件 赤ちゃん訪問家庭数 1,906 件	100%	第 2 次健康日本 21 安城計画	健康推進課
77.2% 受診票交付数 4,737 件 受診数 3,655 件	事業を継続	第 2 次健康日本 21 安城計画	健康推進課
98.4% 対象者数 1,952 人 受診者数 1,920 人	事業を継続		
98.6% 対象者数 1,970 人 受診者数 1,942 人	事業を継続		
97.7% 対象者数 1,982 人 受診者数 1,936 人	事業を継続		

基本方針4 安心・安全な妊娠・出産・育児のための保健対策

No.	重点項目	新規事業	具体的施策	具体的施策の概要
82			1歳6か月児健診事後指導会の開催	育児不安や発達に心配のある親子に対し、療育センターや関係機関と連携して集団指導を実施
83			乳幼児など訪問指導	育児支援や保健指導が必要と思われる乳幼児やその親を対象とした訪問指導
84			事故防止の啓発	発達段階にあわせた事故防止情報の提供や啓発
85			離乳食講習会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴックン教室(離乳食前期) 6か月までの乳児を持つ親を対象とした離乳食の進め方や調理のしかたを学ぶ教室 ・カミカミ教室(離乳食後期と歯の話) 11か月までの乳児を持つ親を対象とした離乳食の進め方や調理のしかた、歯のケアを学ぶ教室
86			子どもクッキングの開催	食生活改善推進員による小学生を対象とした食生活への関心を高める料理教室の開催
87			歯科保健対策の推進	<p>中学生以下の児童・生徒を対象とした歯科保健に関する啓発</p> <p>むし歯のある児童・生徒の割合＝ (未処理歯のある者)÷(全児童または生徒数)×100</p>
88			小児生活習慣病予防健康診断事業の推進	<p>肥満等により指導が必要な児童を対象とした生活習慣病予防のための保健指導</p> <p>肥満度(%)＝$\frac{\text{実測体重(kg)} - \text{標準体重(kg)}}{\text{標準体重(kg)}} \times 100$</p>

基準値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 31 年度)	事業・施策の 根拠計画名	主担当課
開催回数 24 回 参加者数延べ 491 人	事業を継続	第 2 次健康日本 21 安城計画	健康推進課
訪問件数 2,382 件 妊産婦等 2,063 件 乳幼児 319 件	事業を継続	第 2 次健康日本 21 安城計画	健康推進課
・4 か月児健診時の集団指 導やDVD上映、保健センタ ー内掲示等により実施。ま た、事故予防啓発チラシを 1 歳 6 か月児・3 歳児健診 対象者に送付 ・広報掲載 ・体験しよう!親育て教室にて 事故予防ハウス等展示とD VD上映	事業を継続	第 2 次健康日本 21 安城計画	健康推進課
・ゴックン教室(離乳食前期) 24 回 617 人 受講率 31.6% ・カミカミ教室(離乳食後期と 歯の話) 24 回 502 人 受講率 25.7%	事業を継続	第 2 次健康日本 21 安城計画	健康推進課
お父さんと子どもの料理教室 2 回 21 人 子ども料理教室 3 回 45 人	事業を継続	第 2 次健康日本 21 安城計画	健康推進課
幼稚園 18.8% 保育園 31.3%	基準値の水準を維持		子ども課
小学校 49.4% 中学校 39.1%	基準値の水準を維持		学校教育課
肥満傾向被患者率 小学生 6.7% 中学生 8.5%	肥満傾向被患者率 小学生 6.5% 中学生 8.0%		学校教育課

基本方針4 安心・安全な妊娠・出産・育児のための保健対策

(3) 小児医療の充実

No.	重点項目	新規事業	具体的施策	具体的施策の概要
89			子ども医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「安城市子ども医療費助成条例」に基づく子ども(15歳に達した日以後の最初の3月31日まで)を対象とした入院・通院医療費の助成 ・高校生世代(18歳に達した日以後の最初の3月31日まで)を対象とした入院医療費の助成(平成26年4月1日から)
90			休日夜間救急医療体制	<p>休日夜間急病診療所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医科:日曜・祝日・年末年始の昼間・夜間 土曜の夜間 平日の夜間 ・歯科:日曜・祝日・年末年始の昼間
91			かかりつけ医の推進	<p>広報折込チラシ、幼稚園・保育園の保護者向けチラシを配布し、かかりつけ医の推進・適正な医療機関のかかり方を周知する</p>

基準値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 31 年度)	事業・施策の 根拠計画名	主担当課
受給者数 29,319 人 (受給者証)	事業を継続		国保年金課
・開設日数 日曜・祝日 71 日 土曜日 50 日 平日 244 日 ・受診者数 日曜・祝日 昼 4,088 人 夜 1,366 人 土曜日 1,058 人 平日 968 人	事業を継続		健康推進課
・チラシ配布 71,600 部(広報 9/1 号折 込み、医科・歯科医院、転 入者配布用) 25,900 部(12 月に幼稚園・ 保育園、小中学校保護者 配布用) ・かかりつけ医を持つ人の割合 78%	・チラシ配布 82,500 部 ・かかりつけ医を持つ人の割合 80%		健康推進課



基本方針5 支援を必要とする子どもや保護者への対策

(1) 子どもが安全に育つ体制の整備

No.	重点項目	新規事業	具体的施策	具体的施策の概要
92	★		養育支援訪問事業の推進	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、様々な理由により養育支援が必要な家庭に対して家事・育児支援を行う
93			安城市虐待等防止地域協議会の開催	関係機関との情報交換による児童虐待の早期発見、防止活動、援助活動及び啓発活動
94			虐待に関する相談	児童相談センター等の関係機関と連携をとり、児童虐待等に関する相談、訪問等を実施する

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進


No.	重点項目	新規事業	具体的施策	具体的施策の概要
95			ひとり親家庭の親への就業の支援	安城市自立支援教育訓練給付金、安城市高等職業訓練促進給付金の支給
96			ひとり親家庭相談	ひとり親家庭の抱える諸問題に対する母子・父子自立支援員による相談・助言・指導
97			ひとり親家庭情報交換事業	定期的な情報交流会と懇親を深める行事の開催
98			安城市遺児手当の支給	「安城市遺児手当支給条例」に基づく遺児を養育している方を対象とした手当の支給 ※ほかに国と県の手当もあり
99			歳末激励品等の配付	・児童扶養手当受給者または特別児童扶養手当受給者を対象とした激励品の配付 ・安城市遺児手当受給児童・生徒に入進学祝品を配付
100			ひとり親家庭等児童入進学祝品の配付	安城市遺児手当受給児童・生徒を対象とした入進学祝品の配付
101			母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭等において技能習得のための修学、疾病等による一時的な生活の支障に対し、生活援助や子育て支援をする事業

基準値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 31 年度)	事業・施策の 根拠計画名	主担当課
利用実人数 25 人 (家事支援 10 人、育児支援 15 人)	利用実人数 37 人	第 3 次安城市地域 福祉計画	子育て支援課
代表者会議 3 回 実務者会議 12 回 個別ケース検討会議 38 回	開催を継続	第 3 次安城市地域 福祉計画	子育て支援課
児童相談 317 件 (うち虐待相談 59 件)	事業を継続		子育て支援課

基準値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 31 年度)	事業・施策の 根拠計画名	主担当課
自立支援教育訓練給付 1 件 高等職業訓練促進給付 3 件 (正看護師 1 件、准看護師 1 件、理 学療法士 1 件)	支給を継続		子育て支援課
子育て支援課児童家庭係で常時 実施	事業を継続	第 3 次安城市地域 福祉計画	子育て支援課
全 6 回 情報交流会 2 回 (入進学激励会含む)	基準値の水準を維持		子育て支援課
対象児童 2,491 人	支給を継続		子育て支援課
・激励品 830 人 児童扶養手当受給者 617 人 特別児童扶養手当受給者 213 人 ・入進学祝品 250 人 小学生 67 人 中学生 125 人 高校生 58 人	配付を継続		社会福祉協議会
計 273 人 小学生 90 人 中学生 183 人	配付を継続		子育て支援課
利用実人数 0 人	支援を継続	第 3 次安城市地域 福祉計画	子育て支援課

基本方針5 支援を必要とする子どもや保護者への対策

(3) 障害児施策の充実

No.	重点項目	新規事業	具体的施策	具体的施策の概要
102		◎	(仮称)子ども発達支援センターの整備	療育センター、サルビア学園等を併せ、さらに機能を高めた「(仮称)子ども発達支援センター」の整備を推進する
103			統合保育・交流保育の推進	幼稚園・保育園、認定こども園においては、障害のある児童の教育・保育ニーズを受け止め、障害のある児童もない児童も、一緒に生活する中でともに育ちあう教育・保育を推進する
104			特別支援教育の推進	教育支援委員の意見を受け、保護者の意向を踏まえ、特別支援学級等での教育を進める 発達障害をはじめ様々な要因により、学校生活や学習において困難を抱えている児童・生徒に対して特別支援教育補助員を配置し、児童・生徒やその児童・生徒が帰属する集団の健やかな成長を支援する



基準値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 31 年度)	事業・施策の 根拠計画名	主担当課
未整備	1 か所	安城市障害者福祉計画	子育て支援課 子ども課
公立・私立合わせて 20 か所 で実施 児童数 43 人	基準値の水準を維持	安城市障害者福祉計画	子ども課
全小中学校で実施	事業を継続	安城市障害者福祉計画	学校教育課
全小中学校で実施	基準値の水準を維持	安城市障害者福祉計画	学校教育課



第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画は、子どもの最善の利益が保障され、子育てを通して親も成長できる、保護者に寄り添う地域社会を実現することで、「幸せと未来をつなぐ 子育てのまち・安城」を目指すものです。

本計画で掲げた基本理念や目指す社会の実現のためには、行政はもとより、家庭、幼稚園・保育園、学校、地域、事業者等がそれぞれの役割を担い、緊密な連携と協力を図っていくことが必要です。

そのため、本市では、担当部局間の相互の連携・調整を行うとともに、地域における関係者・事業者との協力を図りながら、総合的に施策を推進します。

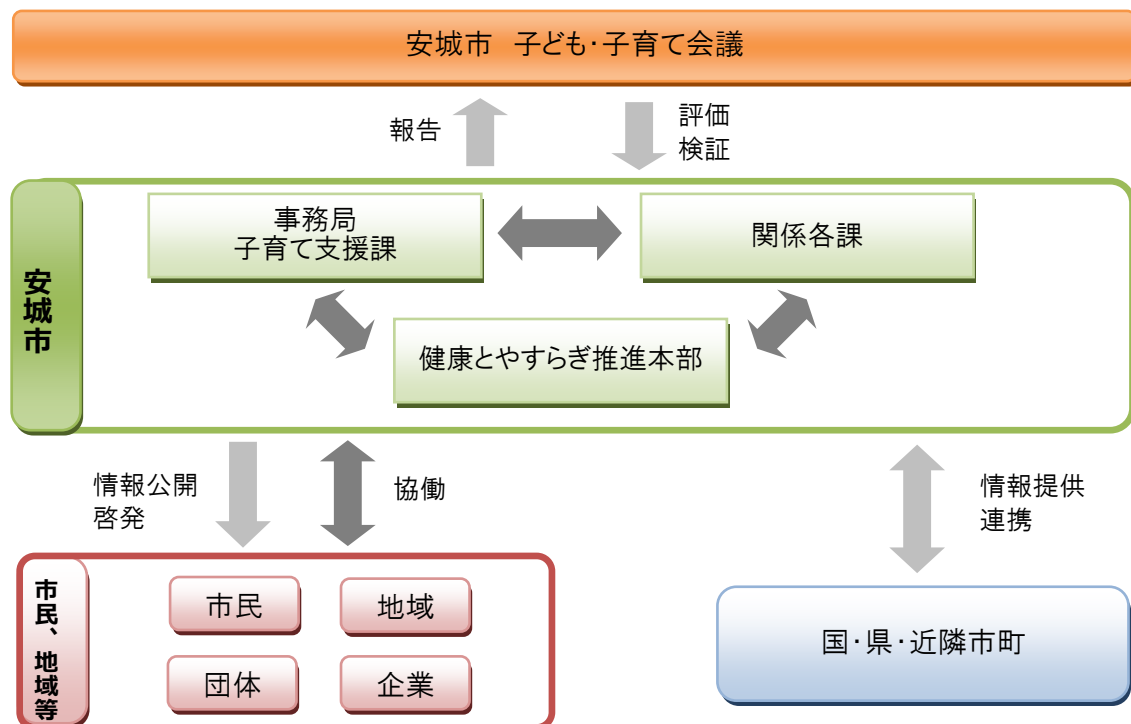
(1) 市民及び関係団体等との連携

本計画の推進にあたっては、幼稚園・保育園など、子ども・子育て支援に関わる事業者をはじめ、学校、企業、市民等と広く連携を図り、多くの関係者の意見を取り入れながら、施策を推進します。

(2) 計画の周知の推進

広報、本市ウェブサイト等で事業計画の内容等の情報を公表し、市民へ子育て支援サービスの周知を図り、地域ぐるみの子育て意識の高揚に努めます。

【計画の推進体制】



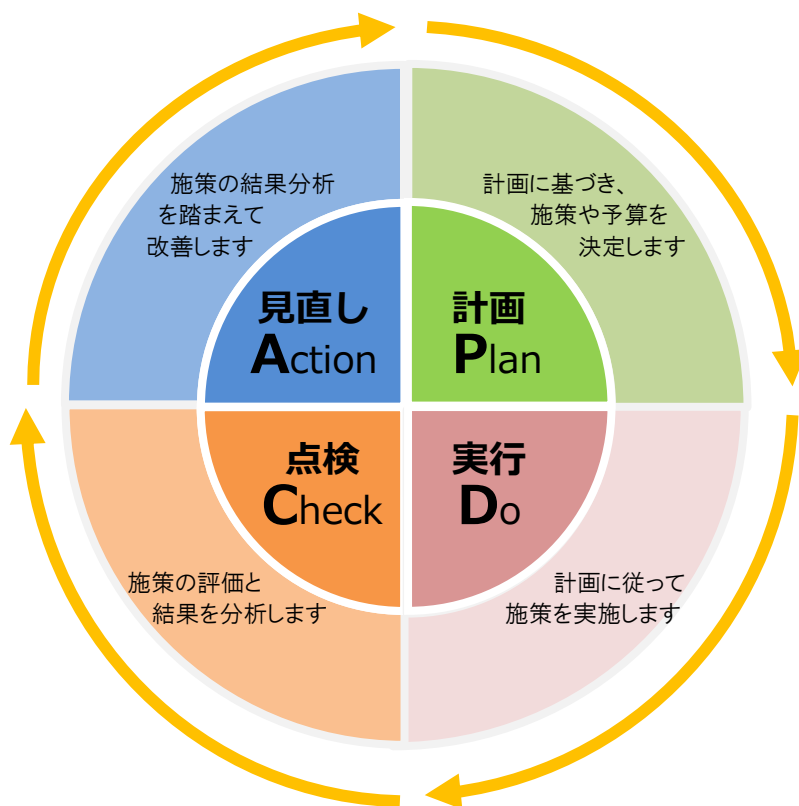
2 計画の進行管理

本計画には、次世代育成支援行動計画からの継承事業を含めた104の具体的施策があり、すべての施策について平成31年度までの目標が設定されています。

本計画の具体的施策は、教育・保育・保健・医療・就労等広範囲にわたるため、それぞれの担当部局から構成される「健康とやすらぎ推進本部」において、各年度ごとの計画の進捗状況の管理と結果の分析を行います。

また、本計画の審議機関である「安城市子ども・子育て会議」において、次世代育成支援及び子ども・子育て支援に関係する有識者等から計画の進捗状況を評価・検証していただき、計画に基づく着実な施策の実施を図ります。

【計画の進行管理の進め方(PDCAサイクル)】



資料

1 アンケート調査結果

(1) 調査の対象者と回収結果

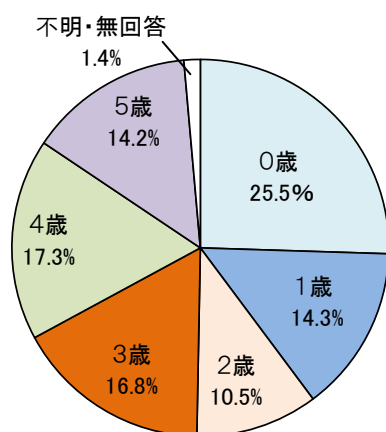
本計画の策定資料として、安城市の教育・保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、「安城市の子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

- 調査地域：安城市全域
- 調査対象者：安城市内在住の「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者（就学前児童調査）
安城市内在住の「小学生」をお持ちの世帯・保護者（小学生児童調査）
- 抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童（0～5歳）2,000人、小学生（6～11歳）2,000人の合計4,000人を無作為抽出
- 調査期間：平成25年11月1日（金）～平成25年11月22日（金）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法

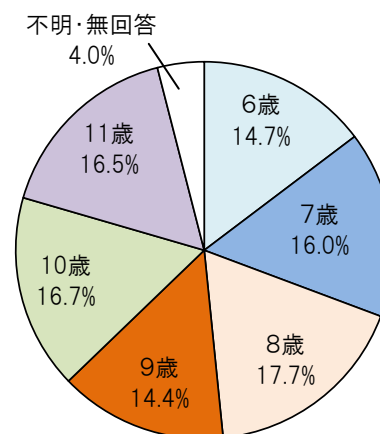
	調査対象者数(人)	有効回収数(件)	有効回収率(%)
就学前児童	2,000	1,207	60.4
小学生児童	2,000	1,284	64.2
合計	4,000	2,491	62.3

子どもの年齢〈数量回答〉〔就学前児童調査…問2、小学生児童調査…問3〕

就学前児童
(N=1,207)



小学生児童
(N=1,284)



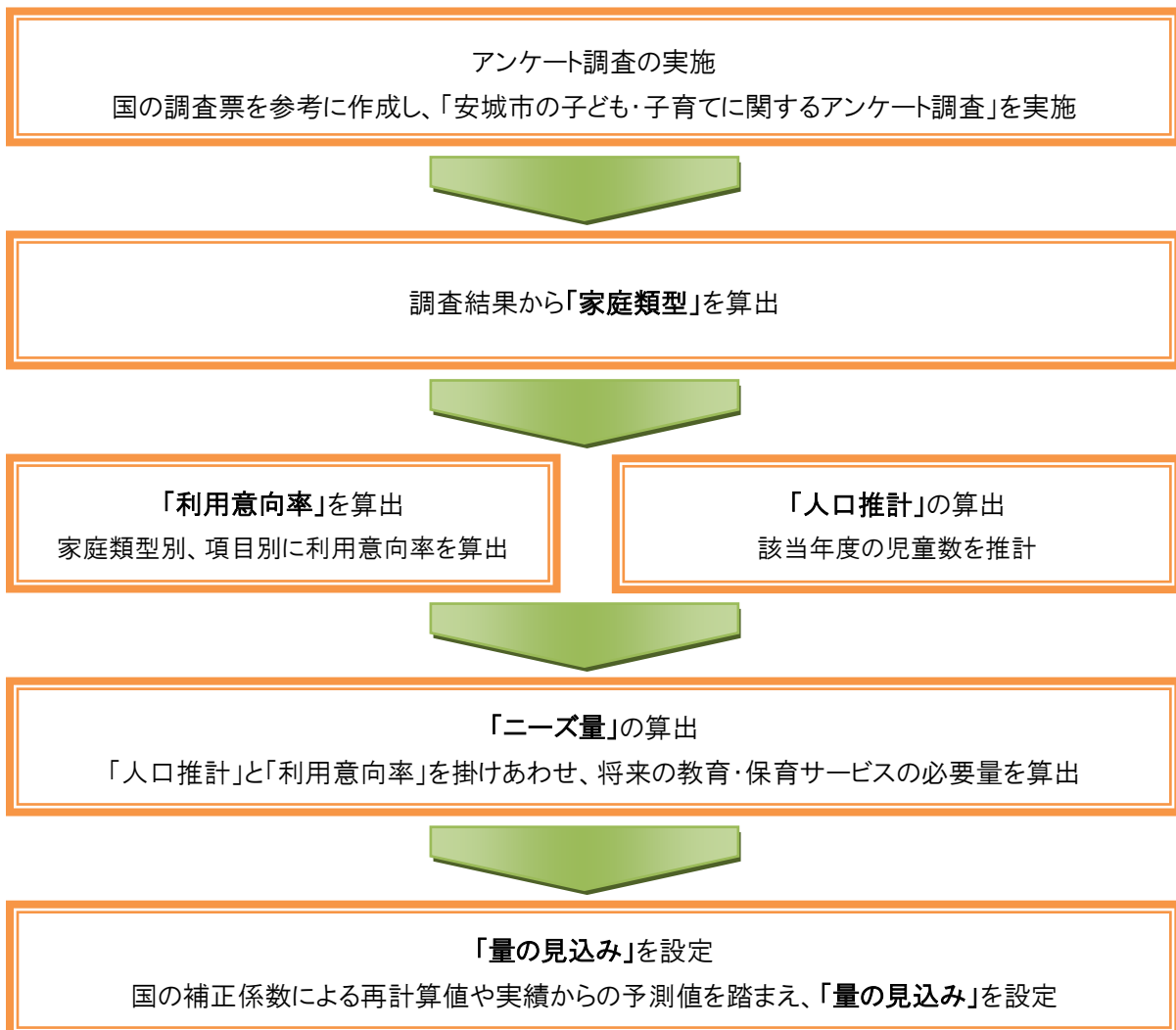
(2) 量の見込みの算出方法

子育て家庭の教育・保育事業や子育て支援事業に対する潜在的なニーズを探るため、アンケートの調査結果を活用し、認定区分、家庭類型（父親・母親の同居状況や就労状況から家庭の状況を分類したもの）や年齢区分別に、「量の見込み」を算出しました。

「量の見込み」の算出については、国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の中で算出方法が示されており、基本的にその手引きに準じて算出をしていくこととなっています。

しかし、国の算出方法では、「量の見込み」が実績値よりも大きくなる傾向があります。そのため、アンケートの調査結果をさらに詳しく分析し、本市としての「量の見込み」を算出し、それを踏まえて「確保量」を検討しました。

【アンケート調査から量の見込みまでの流れ】



(3) 量の見込みの算出項目

下記の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「区域」ごとに「量の見込み」の算出を行うことが決められています。

【量の見込みを算出する項目】

	対象事業	認定区分	調査対象児童年齢
1	教育標準時間認定(幼稚園及び認定こども園) ＜専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭＞	⇒1号	3～5歳
2	保育認定①(幼稚園) ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	⇒2号	3～5歳
	保育認定②(保育園及び認定こども園)	⇒2号	3～5歳
3	保育認定③(保育園及び認定こども園＋地域型保育)	⇒3号	0歳、1～2歳
4	時間外保育事業		0～5歳
5	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)		1～3年生、4～6年生
6	子育て短期支援事業(ショートステイ)		0～5歳
7	地域子育て支援拠点事業		0～2歳
8	一時預かり事業		
	・1号認定(幼稚園での預かり保育)		3～5歳
	・2号認定(幼稚園での預かり保育)		3～5歳
	・その他(保育園での一時保育)		0～5歳
9	病児・病後児保育事業		0～5歳
10	ファミリー・サポート・センター事業		1年生～6年生
11	利用者支援事業		0～5歳

【認定区分について】

	1号	2号	3号
対象年齢	満3歳以上の 小学校就学前の子ども		満3歳未満の 小学校就学前の子ども
対象条件	2号認定の子ども以外	保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由により 家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
対象施設	幼稚園・認定こども園	保育園・認定こども園	
		地域型保育事業	

(4) 家庭類型の種類

アンケート調査結果を活用し、対象となる子どもの父母の有無、就労状況等から「家庭類型」を求めます。家庭類型の種類は、下表の8種類となっています。

【家庭類型の種類】

		母 親				
		フルタイム	パートタイム			就労して いない
			120時間 以上	120時間未満 ～ 下限時間以上	下限時間 未満	
父 親	フルタイム	タイプB	タイプC	タイプCか タイプC'	タイプC'	タイプD
	パート タイム	120時間 以上	タイプC	タイプE		
		120時間 未満～ 下限時間 以上	タイプCか タイプC'		タイプEか タイプE'	
		下限時間 未満	タイプC'		タイプE'	
	就労して いない	タイプD				

(5) ニーズ量の算出方法

算出した潜在家庭類型割合に人口推計を掛け合わせることで【家庭類型別児童数】を算出し、それに利用意向率や利用意向日数等を掛け合わせた結果がニーズ量となります。

【ニーズ量の算出方法】

＜教育・保育の量の見込み＞						
①1号認定 (認定こども園及び幼稚園)	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	=	ニーズ量(人)	
②2号認定 (幼稚園希望)	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	=	ニーズ量(人)	
③2号認定 (認定こども園及び保育所)	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	=	ニーズ量(人)	
④3号認定 (認定こども園・保育所 +地域型)	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	=	ニーズ量(人)	
＜地域子ども・子育て支援事業の量の見込み＞						
①時間外保育事業	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	=	ニーズ量(人)	
②放課後児童健全育成事業	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	=	ニーズ量(人)	
③子育て短期支援(ショート ステイ)事業	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	×	利用意向日数 (人) = ニーズ量 (人日)	
④地域子育て支援拠点事業	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	×	平均利用意向 回数(回) = ニーズ量 (人回)	
⑤一時預かり事業	1号認定	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	×	利用意向 日数(日) = ニーズ量 (人日)
	2号認定	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	×	就労日数(日) = ニーズ量 (人日)
	その他	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	×	就労日数(日) = ニーズ量 (人日)
⑥病児・病後児保育事業、 ファミリー・サポートセンター 事業(病児・病後児)	家庭類型別 児童数	×	発生頻度	×	利用意向 日数(日) = ニーズ量 (人日)	
⑦ファミリー・サポート・ センター事業(就学児)	家庭類型別 児童数	×	利用移行率 (割合)	×	利用意向 日数(日) = ニーズ量 (人日)	

2 安城市子ども・子育て会議

(1) 安城市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 12 月 24 日安城市条例第 41 号)

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、安城市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市に安城市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。
(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する「子ども・子育て支援」をいう。以下同じ。）に関し、市長が必要と認める事項を調査審議すること。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する知識及び経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期等)

第5条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第9条 子ども・子育て会議に、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

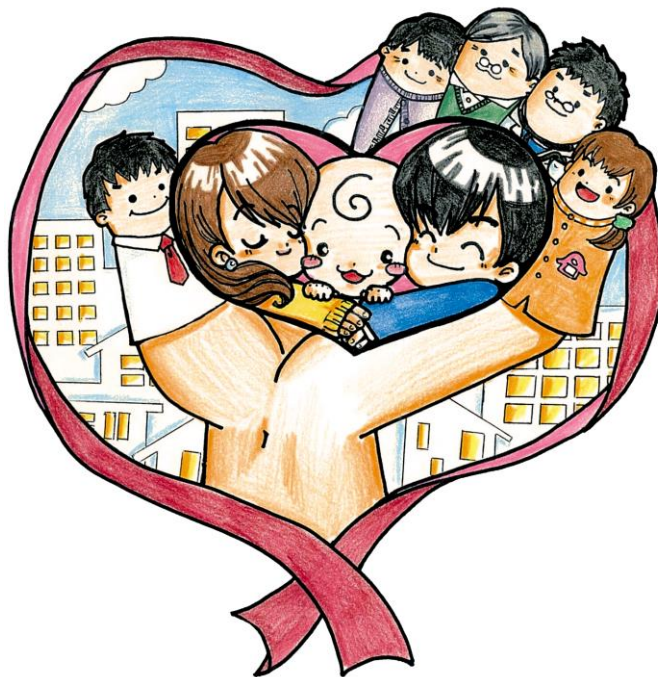
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 計画策定の経過

実施年月日	会議名	内 容
平成 25 年 9 月 11 日	第1回策定作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の概要説明 ・計画策定スケジュール ・アンケート調査票の内容検討
9 月 25 日	第1回策定幹事会	
10 月 7 日	第1回子ども・子育て会議	
11 月 1 日 ～22 日	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査 4,000 件 (就学前・小学校児童各 2,000 件)
平成 26 年 2 月 4 日	第 2 回策定作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果(速報) ・安城市の現状
2 月 7 日	第 2 回策定幹事会	
2 月 21 日	第 2 回子ども・子育て会議	
6 月 24 日	第 3 回策定作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画骨子(案)の検討 ・区域の検討 ・量の見込みと目標事業量の検討
7 月 1 日	第 3 回策定幹事会	
7 月 14 日	第 3 回子ども・子育て会議	
9 月 9 日	第 4 回策定作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援行動計画(後期計画) からの継承事業の検討 ・重点項目の検討 ・具体的施策の検討
9 月 17 日	第 4 回策定幹事会	
9 月 29 日	第 4 回子ども・子育て会議	

実施年月日	会議名	内 容
平成 26 年 10 月 24 日	第 5 回策定作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援行動計画からの継承事業と重点項目の確認 ・計画書(案)の検討
10 月 31 日	第 5 回策定幹事会	
11 月 13 日	第 5 回子ども・子育て会議	
平成 27 年 12 月 15 日 ～1 月 13 日	パブリックコメント	
1 月 28 日	第 6 回策定作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果の確認 ・計画の概要版(案)の検討 ・市長への答申
2 月 5 日	第 6 回策定幹事会	
2 月 19 日	第 6 回子ども・子育て会議	



このイラストは、本市の保育士が作成しました。

(3) 安城市子ども・子育て会議委員名簿

2段書きの下段は役職交代による前任者

役職	氏名	所属・職名
会長	神谷 和也	安城市社会福祉協議会会長
副会長	神谷 明文	安城市民生委員児童委員協議会会長
	神谷 美智子	
委員	永谷 朝子	安城市母子福祉会代表
	鳥居 恵美子	
委員	榊原 守	安城市主任児童委員部会長
委員	二石 祐子	安城市保育所父母の会連絡協議会代表
	山口 雅代	
委員	島村 誠	安城市立幼稚園PTA連絡協議会代表
	吉田 隆司	
委員	大見 春江	安城市民間保育所協議会代表
	布目 献児	
委員	寺部 暁	愛知県私立幼稚園連盟安城支部代表
	田中 實	
委員	野々村 尚道	愛知県刈谷児童相談センターセンター長
委員	鵜飼 佳代子	愛知県衣浦東部保健所健康支援課長
	榊原 るり子	
委員	水野 淑子	安城市小中学校校長会会長
	安藤 寿英	
委員	杉浦 正之	安城市町内会長連絡協議会副会長
	岡本 章	
委員	青木 孝夫	安城市医師会副会長
委員	須賀 康子	事業所代表
委員	鈴木 靖子	安城商工会議所総務課長補佐
	福田 俊明	安城商工会議所専務理事
委員	杉浦 栄治	労働組合代表
委員	正田 政房	安城市子ども会育成連絡協議会代表
	田口 美穂	
委員	小松 千鶴子	安城市ボランティア連絡協議会
委員	市川 彩	市民公募
委員	木下 直美	市民公募
助言者	勅使 千鶴	日本福祉大学名誉教授

安城市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 平成27年3月

編 集 安城市

発 行 安城市 子育て健康部 子育て支援課

〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号

電 話 0566-71-2227 (ダイヤルイン)

FAX 0566-74-6789



安城市